第5回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ 議事録

【日 時】 平成23年3月21日(月)祝日 10:00~12:00

【場 所】 茅ヶ崎市役所分庁舎6階コミュニティホール集会室2

【出席者】 市民:17名、茅ヶ崎市職員:10名、コンサルタント:4名

議事次第

1. 開会

2. あいさつ

3. 全体討議

4. グループ討議

5. 閉会

1. 開会

事務局(石井)

それでは、お時間となりましたので、始めたいと思います。

皆様、こんにちは。第5回市民参加条例策定に係るワークショップを始めさせていただきたいと思います。

まず始めに、市民自治推進課課長、高橋よりご挨拶申し上げます。

2. あいさつ

◎「市民参加条例」策定に係るワークショップの開催にあたってのあいさつ

高橋課長

皆さん、おはようございます。前回のワークショップの後、大きな地震がありまして、今後どうするかとかいう部分があったんですけども、本日、計画停電の時間にもあたりませんでしたので、雨の中でございますけれども、皆さんにお集まりいただいたところでございます。

急遽、会場が変更になって、本当に申し訳ございませんでした。照明の効果とか、 寒いことも想定されましたので、空調等の対応とかを総合的に考慮しまして、こちら の部屋でという形で変更させていただいたことを、改めてご承知おきいただきたいと 思います。

本日の進め方につきましては、後ほど説明させていただきます。

私のほうからは、午後予定されておりました、自治基本条例のフォーラムでございます。こちらの方はホームページ等でもご周知はさせていただいているところではございますけれども、計画停電の時間帯にあたるということで、急遽延期とさせていただいております。ご承知おきいただきたいと思います。

このような状況の中、お集まりをいただいた皆様には、本当に感謝しております。 本日はどうぞよろしくお願いします。

3. 全体討議

事務局(石井)

それでは、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の資料の確認 をお願いいたします。

まず資料の 5-1 として、本日のプログラムが 1 部。それから 5-2 といたしまして、市民参加条例に盛り込む項目と今後の検討予定の案を 1 部。それから、「これまでの『市民参加条例』策定に係るワークショップで出された質問」について、こちらは A3 で 4 枚綴りになっているものが 1 部。それから、参考資料 5-11 といたしまして、前回第 4 回の議事録を 1 部。それから、事前に郵送させていただきました「『市民参加推進のための基本方針』の検証について」というものが 1 部ございます。お手元にない資料、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日のワークショップの内容につきましては、またワークショップニュースという 形で、記録をまとめて発表していきたいと考えております。

そのために写真を撮影させていただくことがございますので、その点ご理解ご了承いただきますようによろしくお願いいたします。

有竹さん

すいません。写真の撮り方なんですけど、始まる前にごめんなさいね。

前回の写真の撮り方がすごく嫌だったんですけど、人の前に来てうわっと撮られる のって、撮ってくださってもいいですけども、ああいう撮り方じゃなく、撮って欲し いと。今日始まる前に前回の担当者の方にお願いはしたんですけれども。

事務局(石井)

写真の撮影の仕方につきましては、十分注意させていただきたいと思います。申し 訳ございませんでした。

高橋課長

事前に郵送という形で「市民参加推進のための基本方針」の検証の資料をお送りさせていただいたところでございます。

また、職員もこのワークショップに参加をというふうなところで、本日6名の職員、 参加をいただいているというところでございます。それぞれのグループに入って意見 交換等をさせていただいて、よりよい形で作っていきたいというふうに考えておりま すので、よろしくお願いいたします。

事務局(石井)

それでは早速始めたいと思います。

ここから先につきましては、ファシリテーターの方へお譲りしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ファシリテーター

(能率協会:白鳥)

皆さん、おはようございます。本日はこちらのプログラムにございますように、最初に全体会の方式で、これまでのワークショップで出された質問への回答、それから「市民参加推進のための基本方針」の検証というところを説明させていただきまして、それからこれからの進め方の確認というところに移っていきたいと考えています。本日は全体討議でのやり取りを予定をしているところでございます。

それでは早速、これまでのワークショップに出された質問への回答ということで、 市の方から説明お願いしたいと思います。

事務局(村上)

市民自治推進課の村上です。今まで過去のワークショップで出された質問をまとめさせていただきました。これにつきまして若干ご説明をさせていただきたいと思います。

資料の 5-3 という A3 の縦長で 8 ページものの資料がございます。基本的にどういうまとめ方をしたかというところをご説明させていただきますと、前半は第 4 回の会

議録をベースに、それから、後半5ページ以降は第3回までの会議録をベースにとりまとめています。

会議録をもとにご質問事項の拾い出しをさせていただきまして、集約させていただいています。それに対する回答の部分を右側にという形で、整理をさせていただいています。

右側の欄で網かけになっていて、ゴシック体になっている部分がいくつかございます。右側の欄のゴシック体、網かけの部分につきましては、これについては従来お答えができていなかったというふうに理解をした部分を、今回ご回答ということでお示しをさせていただいたというところでございます。その部分について、若干ご説明をさせていただきたいなと思います。

まずは 3 ページの 33 番というところでございますが、これにつきましては、市民参加というものの考え方というところで、市のスタンスを根本から変えていただきたいということでございます。

それに対する回答ですけれども、私ども基本的には自治基本条例の第 16 条に規定がございますが、そちらを前提として考えるというのが基本的な考え方になろうかと思います。しかしながら、ご質問いただいておりますような広い意味での市民参加というのも当然、あるものだというふうには理解しておりますので、そういった部分についてのご意見については、この条例の策定とは別の部分で引き継いでいきまして、活かしていきたいなというふうに考えております。

それから、コンサルタントについてご質問が出ておりまして、42番でございます。 コンサルの対応が不誠実だというご意見でございます。誠実にきちんと対応してくれ るコンサルをつけて欲しいということで、この点につきましては私どもも不手際があ ったかと思いますけれども、日本能率協会さんと協議を密に、連絡を密に取りまして、 今後も皆様に誠実に対応していけるように頑張っていきたいと思いますので、よろし くお願いいたします。

続きまして、4ページでございます。過去の千ノ川のワークショップの件で、一生 懸命議論をしたのに、いろいろ計画を出したのに、最終的に市は取り上げるかどうか わかりませんということで終わってしまったということでございます。このワークショップにつきましても同じようなことのないようにということで、先般からご説明している部分もございますけれども、まずはワークショップで皆様のご意見を広く、拡散的にいただきまして、それをまとめていくという段階で、参加された皆様の納得を得られるような形で整理をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、5ページでございます。62番になりますが、ワークショップというのはどこを指しているのか、グループ討議、グループで分かれて紙を貼るのがワークショップか、全体で討議するのもワークショップなのかというところのご質問でございますが、私どももこれにつきましては全体討議も含め、また、グループ討議も含めまして、すべてワークショップということで考えさせていただいております。

それから、63 番、64 番。まとめてご回答させていただいておりますが、ワークショップの具体的な進め方の部分になろうかと思います。全体討議で紙貼りをして、という方法もあるのではないかというご意見、ご質問ですね。それから、そういうふうに書く必要がそもそもあるのかというご質問、ご意見でございます。

これにつきましては、回数も限られた中で、場合によっては延長していくこともあるかもしれませんけれども、限られた時間の中で有効な業務を進めていきたいと思っておりますので、そういう中でどういう進行の方法が有効なのかというところをファシリテーターと相談をしながら進めていきたいと思います。

それから 65 番でございますが、これにつきましては、私ども市議会の方に、昨年、全員協議会におきまして、この市民参加条例策定にあたっては基本的にはパブリックコメントとワークショップ、この 2 つを市民参加の中心の手法と据えて進めていきますというご説明をさせていただいております。その部分につきましては、まったく何も変わるところではございませんが、それだけでは当然足りない部分もあろうと思います。現在、皆様からご意見いただいている部分で足りない部分もございますので、さまざまな手法を取り入れてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、5ページから6ページにまたがるところでございます。これにつきまして、ご質問いただいた部分について回答が出てこないというところでコメントさせていただいております。そこの部分につきましては、大変申し訳なかったと思っております。お詫び申し上げたいと思います。今後につきましては、きちんと対応していきたいと考えております。

それから、6ページの15番ですね。記録の中でコントが消えてしまったというところで、これにつきましては前回も若干ご説明申し上げたんですが、再度申し上げますけれども、議事要旨にまとめるというところの作業の中でコントというものをまとめるというのが若干難しい部分がございましたので、結果的に削られてしまったというところでございます。大変申し訳ございませんでした。これにつきましては、全文をさかのぼって記録として残していくということを、前回お話しさせていただいていますので、対応させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、16番でございます。模造紙を責任持って保管して欲しいというお話でございます。これについては、最終的に市のほうで責任を持って保管をさせていただきます。行政文書という扱いで保管させていただく形になるのかというふうに思いますけれども、ただいったんは、まとめをつくったり、会議録をつくったり、写真を撮ったり、いろいろな作業がございますので、通常の流れを申しますと、ファシリテーターがお持ち帰りになって、その作業が終わった段階で市の方に送付していただいて、市の方で責任をもって保管するという形になります。

それから、18番でございます。市民の皆様が納得する、それが市民参加の実質だろうというところのお考えでございます。これにつきましても私どもも同様に考えているところでございまして、ただ 100%の合意というのは非常に難しいのかなというところは市として思っております。その中で、公約数的なところを探りながら、最終的な結論を探っていきたいと思っております。そういう部分で、議論を尽くした中で皆さんの納得を得られるような形で行きたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、19番でございます。これにつきましては、行政は市民に対して課題を投げかける、投げかけっぱなしで責任をきちんと果たしてないではないかというご意見というふうに理解させていただいております。この部分につきましては、大変申し訳ございません。果たすべき責任は当然きちんと果たさなければいけないということ

で、改めて認識をさせていただきたいというところでございます。

それから 20 番でございますが、市民参加そのものの考え方、定義、感じ方、そういった部分で、行政と市民の間にギャップがあるというところを確認するというのが必要なんではないかというご意見でございます。これについてはまさしくその通りでございまして、市民の皆様のご意見と行政側の意見と食い違いがあると思います。そこの部分を焙り出していく、それを今後の議論の中で整理をさせていただきたいなと考えております。

それから、21番でございます。ファシリテートの仕方というところと記録の部分でございますけれども、要約の仕方がどうもちょっとバイアスがかかるんではないかというご意見で整理させていただきました。これにつきましては、会議録について全て記録していくということで前回お話をさせていただいておりますので、今後はきちんと全て記録をしていきたいということで、よろしくお願いしたいと思います。

22 番は申し訳ございません、先ほどと重複いたしますので省略させていただきます。

それから、7ページでございます。28番、29番、これにつきましては、先般、総合体育館で行った際にグループワークをさせていただきました。その時に市民自治推進課の職員がグループワークに参加させていただきまして、その際のご意見でございますけれども、職員の意見も出てきたと、それについてもっともっと一緒に考えてやっていきたいというご意見をいただいております。それから職員を活かして市民が望むものにして欲しいというご意見でございます。これにつきましても、私ども職員、どんどん参加してワークショップの方を進めていきたいと考えていますので、また職員を活用していただけるということは非常にありがたいことだと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それから、7ページの一番下でございます。いろいろなワークショップにご参加いただいている方のご意見でございますが、なかなか前に進まないと、こういうやり方はないだろうというような厳しいご意見でございます。今まで私どもの方で質問に対する回答が欠けていたという部分は、確かに今回整理をした中でも、これだけの部分がございます。それについては反省しまして、お詫びしたいと思います。

私どもも形式的にこれをすっと進めればそれでいいんだという認識は決して持ってございませんので、皆様の意見をいただいて、こういう市民参加条例というのは結果の部分よりもプロセスのほうが大事なのではないかと私としては認識をしております。ですからそこの部分はしっかりとやらせていただきたいと思います。

そして、最後8ページでございます。34番、35番、36番ですね。これにつきましては、自治基本条例の策定に係わっていただいた皆様からのご意見ということでございます。

自治基本条例の際に、最終的に市の方でだいぶ違った形の条例案をつくってしまったというご意見をいただいております。その時の課題をきちんと整理検討して、どういうところが問題だったのかというところを検証する必要があるのではないかというご意見をいただいております。回答の方が、「行っていきたい」が、申し訳ございません、ミスプリントでございまして、「行っていきたいと考えています」というのが正しい方でございます。ここに書いたとおりなのですけれども、市民参加条例を同じ手法でやろうというふうには決して思っておりませんので、同じことを繰り返さな

いための必要な検証というのは、今後行っていきたいと考えてございます。

それから、37番でございます。関連するご意見ということで、市報のニュースがわかりにくいというご意見をいただいております。これにつきましては、広告主管課の方にご意見を伝えさせていただきます。

それから、これは中央公園で行われた桑田圭祐さんの復活祭の垂れ幕が本庁舎の懸垂幕に掲示されていたそこの部分を捉えてのご質問というか、ご提案でございます。 そこにそのまま、市民参加条例を今やっている旨を掲示し、皆さんに伝えてはとのご意見をいただきました。いろいろ調べているのですけれども、私どもの懸垂幕は非常に大きくもございまして、それなりに経費もかかるところもございますので、費用対効果というところで今後検討させていただきたいと。他にも広報の方法を考えていきたいと考えております。

それから条例策定後についてということで、39番と40番。条例が策定されて、運用の段階になったというところで、当然市民の皆さんと今までの市民参加を茅ヶ崎市として行ってきたというところではございますけれども、これが今度条例である程度行政に対して義務付けされると。市民の皆さんにとっては権利が保障されていくということになりますれば、当然そこの部分の姿勢というのも自ずから変わってくると思います。

それから参加条例の中で、市民の皆様にいろいろ係わっていただく場面が出てくるというところでございます。そこの部分の施策についても、もっと積極的にこれから係わって、市の職員として、これも特定の職員というわけではなくて、全庁的に市の職員としてその辺の認識、その辺の努力というのは求められるというふうに思います。私どもは当然それを所管する市民自治推進課として、全庁的にその辺の職員の意識の向上であるとか、そういう部分を努力してまいりたいと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

それから最後でございますが、市民活動推進条例、他の条例もございますが、そこの最初に書いてございます「相互理解と信頼」というのが市民と行政には必要であると。それにもかかわらずどうなっているのかというところのご意見でございます。きちんとした説明責任、市民参加を得ていかなければいけないのではないかというご意見でございます。これについてもご指摘のとおりで、「相互理解と信頼」という部分が一番大切な部分だと思います。情報の提供の仕方につきましてもさらに検討しまして、より一層の信頼関係の構築というものに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。引き続きまして、会議録の方を2回目と1回目、テープがある部分については引き続き、テープ起こしをお願いしておるところでございます。そちらのほうが作業が進み次第、1回目、2回目につきましても質問に対して落ちがある部分、整理をさせていただきまして、出来上がり次第、皆様にご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。これまでの質問に対する回答というところで、何 か質問等はございますか。

ファシリ テーター (能率協会:白鳥) 益永さん

益永といいます。ここのところ、3回目、4回目、欠席をしているのでちょっと流

れがわからないところがありますが、今日のご回答の6ページのところで、私たちが やりましたコント、15番ですね。コントが消えた理由というので、テープでは記録し ていただいているそうなんですけれども、とても重要なキーワードを私たちは盛り込 んだつもりです。いわゆる予算がないからっていうのじゃなくて、コンサルタント重 視ではなく、市民丸投げでもなく、市民の、市民による、市民のための市民参加条例。 私たちはその場で皆さんにアピールしたつもりです。

それから、ガス抜きやアリバイはさようなら、セレモニーは卒業して、見えないバリアを乗り越えて世界に誇れる参加条例を、これからオンリーワンで作りたいというような意見表明をしたつもりですので、ぜひその中でキーワードとなっている重要な文言は、記載をして、公表もしていただきたいと思います。

それから同じ6ページの20番目ですが、「整理をしていく必要があるものと認識しています」というふうに書かれていますが、具体的なアクションがここからは見えてきません。認識してどのようにするというようなことをぜひ言っていただきたいと思います。

それから、最後の8ページ。例えば41番に対する回答で、「情報の提供の仕方についてもさらに検討」と書いてありますが、これも具体的にどう検討するのか。私は今日参加できない方たちには、ぜひコンサルタンントの費用を使って、ブログを立ち上げていただいて、市民参加条例を今つくっています、会議に参加できない方はぜひそこに投稿してくださいというような、広くいろんな方が参加できるような、そんな仕組みも検討してもらいたいなと思いますので、具体的にぜひ回答してください。認識しているというようなもう段階ではないです。検証しているというような段階でもありません。具体的に市はどうしていこうと思っている、決意をぜひご回答いただきたいと思います。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。何点かご質問いただきました。

まず、1 点目でございます。コントが消えた部分の記録ということで、これについては大変申し訳ございませんでした。そういう重要なご意見が入っていたというところで、認識が欠けていたというところにつきましては、大変申し訳ございません。

もちろん本日の議事録につきましても、すべて記録をさせていただくというところ で進めておりますし、遡ってコントが行われた時の議事録につきましても作成をさせ ていただきたいというところで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、20番の「今後の議論が深まる中で整理していく必要がある」というところでございます。具体的にどういう話なのかというところですけれども、市民参加そのものの考え方、定義、感じ方、そこの部分の行政が言っている部分と市民の皆様が言っている部分の食い違いというところであります。そこの部分は今後、というかこのワークショップの中で職員もこれから入らせていただいて、それで意見の交換をさせていただきながら、さまざまな意見を出していただきたいと思っています。

その中で、今日来られています協働推進主管課調整会議の職員も、市民参加に対する感じ方、考えがあろうかと思いますし、私ども市民自治推進課もさまざまな考え方を持ってございますので、そういった部分を意見交換をする中で整理していきたいと考えております。

それから最後8ページですね。情報の提供の仕方についてさらに検討してという部分でございます。コンサルタントの方で、負担でブログを立ち上げてというところ、

そこにつきましてはコンサルタントの日本能率協会さんと相談をさせていただきた いと思います。

まず、私どもが現在できるという範囲というところでお答え申し上げれば、私ども 市のホームページというところで情報を発信させていただいています。現在も資料等 につきまして、会議録等につきましても、できる限り速やかにお出しするようなこと で進めております。そこのスピードをさらに上げていくように頑張っていくというの が、第一にやらせていただきたいというところでございます。

さらに、先般資料をアップしたのが皆様にはわからないので、アップしたら希望される方にはメールで知らせて欲しいというご意見をいただきました。それにつきましても、すでにメールアドレスをいただいている皆様にはご案内を始めさせていただいておりますので、本日お帰りの際にメールアドレスをお教えいただければ、速やかにお知らせをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

ファシリ テーター (能率協会:白鳥) 益永さん はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

市のホームページにアップされている情報は、私たち一生懸命、市民活動を考えている人にとっては何とか理解できるんですが、初めて見た人にとってはちんぷんかんぷんというふうに言われたんです。もっとフランクに意見が言えたり、「へえ、そんなことってやってるんだね」とか、私たちの生活でそんなことにやっぱりもっと関心持たなきゃいけないし、市のやっていることをわかりやすく書いてくださいというようなことも双方で意見が言い合えるような、ブログといったのはそういう意味なんです。

市のホームページを見る人はごく一部ですし、それを理解できる人も本当にわずかだと思うので、もっともっと近づきやすい情報提供の仕方、できれば中学生以上の人が見られるようなキッズページなんていうのもぜひ考えてもらいたいなと思う、いろんなもの。私のお願いです。どうか今までの発想を、頭のスイッチを切り替えていただいて、もっと市民が参加しやすいというような工夫をぜひしてください。

事務局(村上)

今ご意見いただきまして、市のホームページがわかりにくいというご指摘をいただきました。これにつきましては、どういう形で改善が図れるか、早急に検討させていただきたいなと。あとブログということで、双方向性というところのご意見をいただいております。これにつきましては、実はブログというところが今の市のホームページ等の制約上、なかなかちょっと立ち上げることが難しいところがございまして、そういった事情でどういう方向が検討できるかというのは、さらにこれから考えていきたいと思います。

ファシリ テーター (能率協会:白鳥) 益永さん 今のブログというのは、今の段階からどういうものを求めているのか、それとも、 もう少し検討が進んだ段階でその情報を発信するというイメージか、ちょっともう少 し教えていただいてよろしいですか。

もう今からです。リアルタイムで、できればユーストリームで放映してもらいたいぐらいです。もっともっと市がどんなことを考えて、そこに参加がいろんな形で市民ができるんだといったことを知ってもらいたいですし、自分たちの暮らしにかなり関係しているんだといったことも再認識していただく意味でも、わかりやすいブログを

ファシリ テーター (能率協会:白鳥) 幸村さん 今からでも立ち上げてもらいたいと思っています。 ご提案をいただいたということでよろしいですか。

他にございますでしょうか。

こんにちは、今日初めてこのワークショップに参加しました幸村と申します。したがいまして、今盛んにいただいた資料に目を凝らしておりますが、なかなか今までの経過が把握できませんので、理解ができないところがありますが、たまたま今までの経過の中で市民の皆さんがこういうことが不明確だということをまとめていただいたこのA3の資料の3ページ目の33番。

こういう市民のご意見に対して、右側の市の回答は第 16 条を前提として考えるんだということで、だから明確な発言をと、そういうふうにおっしゃりたいのかなと思うのですが、自治基本条例を見ると、16 条が具体的なこういう点については別途しっかり別な条例でやること、ルール、そういうものを決めなさいよということを言っているわけですが、それに対してこのワークショップでその答えを出そうと、こういうふうになっているんだろうと思うんですが、実は 16 条がこういうふうにここに書かれているということは、その源として第 4 条、それから第 5 条、こういう大前提があって、よって 16 条でその具体的な方法をきちんと市として定めなさいよということで、この基本条例を親条例としますと、この条例の指示に基づいてこれからつくろうとしている市民参加条例というのは、子どもの条例という格好ですが、法律的には親も子も一体のものであるということで、まちの憲法は市民参加条例を含むと、こういう見解がどうも成り立つようだというようだというところを勉強してまいりました。

したがいまして、この市民の意見に対する行政の回答として、この 33 番については 16 条だけしか対象にしませんよというふうに、狭義に考えると、また大きな落とし穴をつくるんじゃないかと。その点が心配されますので、16 条が、よって表現されているもとは第 4 条と第 5 条だということを常に頭に置いて、行政も市民もこれからの対応を考えたほうがいいんじゃないかと、そんなふうに思いました。以上です。

事務局(村上)

市民自治推進課の村上です。今のご意見につきまして、確かにおっしゃるとおりで、 自治の基本理念が自治基本条例第4条にございます。それがすべてにおいて、何と申 しますか、基本理念ですので、この条例の解釈においても、ある程度の意味合いとい うものを当然持ってまいります。

そういう中で、今ご意見の中にございましたけれども、条例に優劣の関係は基本的にはございませんので、そういう意味では市民参加条例は自治基本条例の 16 条の委任を受けた条例ということには形式上なりますけれども、そういう意味での重要性は変わるものではないというのはご指摘のとおりだということになります。

そういう中で、あくまで市民参加条例の前提としてはここの 16 条というか、形式的にはそうなってしまうんですけれども、むしろこの中で言いたかったのは後半の「しかし」以下の部分でございまして、この市民参加について皆様にご議論いただいた部分っていうのは、多分 16 条なんかよりももっともっと広いものっていうのが、ご意見としていろいろ皆さんお考えとしてあるんだと思うんですね。そういう部分について、ご議論いただいた中で、最終的に市民参加条例っていう法形式の中に納めていくということになると、そこの 16 条の制約の中で整理をしていくことにはなると思うんですが、それ以外の部分、ご議論で出てきた部分というのは、今後自治基本条

例を進めていく中で、いろんな方策をやっていかなきゃいけないというふうに思いますので、そういう中で活かしていかなきゃいけないだろうというふうに、私は思ってます。以上です。

和久さん

和久ですけれども、幸村さんのご意見に全面的に賛成です。僕も発言しようかと思っていたんですが、この内容は実質的にどういう条例をつくるかというところで論議をしていいんじゃないかというふうに考えていたので、発言を控えていたんですが、今の村上さんの発言を聞いて、改めてちょっと念押しをしておかなきゃいけないというふうに思いました。

この回答欄に書いてある後段の部分ですね。「この条例の策定とは別の部分で活かしていきたい」と。そうすると、そういうふうに条例をつくるっていうふうにもなっちゃいますよね。私たちはこういうことも含めて条例の中で考えたい、というふうに考えています、僕自身は。これは幸村さんが指摘されたように、まさに自治基本条例の一番大事な要です。住民主権の立場に立った時に、自治基本条例をどういうふうに解釈するかですね。そういう立場に立った時に、市民参加というのは一番大事だと思います。

ですから、16条で書かれているようなところに限定されるということでは、極めて不十分です。しかし制度的な、要するにその市の行政に市民の意見をどういうふうに反映させていくか。そういうやはり市民参加の本質をとらえた時に、制度的なものと非制度的なものとたくさんありますね。ですから、それらをどういうふうに整理して市民参加条例の中に規定することができるかどうか。これは今後の論議の内容ですね。それをこのような形で、「この条例の策定とは別の部分で活かしていきたい」というふうに言うのは、言い過ぎですね。そのことだけ1つ指摘をして、改めて内容として論議をしていきたいというふうに思います。

高橋課長

すみません。この 33 番のところにつきましては、私、前からちょっとお話をしているところで、要は条文として、文言として入る場合と、あと逐条の中で趣旨を明確に書き込んでいくのと、若干その辺のところで、ずれが生じるでしょうというふうなお話は、前からさせていただいていると思います。

そういった中で、別の部分、条例の作成とは別の部分でっていうふうな、ちょっと書き方、非常に問題とされますので、この部分は削除させていただきたいと思います。 先日来申し上げているとおり、趣旨を踏まえた全体での逐条の中で意思を明確にしていくのかというふうな、そういうふうな整理をしていきたいというふうに考えておりますので、その前提でちょっとご議論いただければと思います。よろしくお願いいたします。

村中さん

今、幸村さんや和久さんが言ったのと、高橋さんが答えられたのとは別の話だというふうに思います。私たちが全体的に広くちゃんと市民参加の議論をしたものを条例に反映していくっていうことをしたいというふうに考えているので、条例に文言を入れるかどうかとか、逐条解説にそれが入っているからいいとかっていう問題ではないというふうに思っています。根本的なところで、ここのところもそうですし、さっきのところの市民参加に対して考え方が違うという6ページの20番のところもそうですけれども、もう少し根本的なところで違うということを認識していただいて、考えていただきたいというふうに思います。

佐々木さん

佐々木です。この市民参加、自治基本条例 16 条を前提としてという部分で、僕も

少し根本的な部分で引っかかったんですけれども、事前に配られた資料の市民参加条例策定に向けての云々という 11 ページの資料の中で、茅ヶ崎市自治基本条例との関係という中で、これを見ていくと、市民参加推進のための基本方針には自治基本条例 第 12 条、第 14 条、第 15 条に関する事項が盛り込まれているので、この辺を考えていかなきゃならないってなってるんですけれども、これであれば、自治基本条例の 16 条に関する部分で、市民参加という部分が自治基本条例の部分に考えられているような気がするんですね。

そうじゃなくて、やはり協働だとか自治基本条例、基本的に自治基本条例をどうやって推進、どうやって運用していくかという部分が市民参加条例であって、特に茅ヶ崎市自治基本条例の場合は行政と市民の関係性の中でつくられた、という条例ですから、協働にしてもそうだし、住民投票にしてもそうだし、そういったものすべてが市民参加条例と関係がある。パブコメにしてもそうです。そういったもの全体を考えて、ただ情報を提供してやれば市民参加可能だよっていう話ではなくて、市民参加条例として協働をどう考えていくんだとか、そういう部分にまで頭が行政の中で回っていかなかったら、条例としては十分じゃないですね。

その辺を考えていかなきゃいけないし、根本的に 12、13、14 条だけの話をとってみても、現況の情報公開の仕方だとか情報提供の仕方っていうのが、とてもとても市民参加、一般的なですよ、茅ヶ崎市の考えている市民参加じゃないかもしれないですけれども、一般的な市民参加をするにあたって非常に不十分な情報提供しかしない。情報提供するにしても、ごねて、文章をつくって書類を出してくれだとか、この課に行ってくれるだとか、ごねてごねてごねて、しかも2週間で出るっていったのが2カ月にもなってやっと出てくるっていうような。その間に全部情報が陳腐化してしまうなんていうこともあり得るような。

そういう状況の中で、例えば情報公開の根本的な部分をもう1回、市として制度で見直していくとか、そういったことも含めて市民参加条例っていうのは考えていかなければならないし、制度整備していかなきゃならないんですけど、何かこの33番の文章だと、33番の文章とかこの事前の資料の文章だと、もう情報提供はしているんだ、情報提供のシステムはあるんだからいいんだとか、そういったもので、根本的な部分に市のほうが光を当ててないっていうか、考えてないっていう部分があるので、その辺も含めて考えていっていただかないと、条例として片手落ちになっちゃうんじゃないかなっていう部分がありますんで、ぜひともその辺の基礎的な部分の制度改革だとか見直しだとかを進めていただきたいことと、自治基本条例の関連は12、13、14条だけではありませんので、その辺も含めて頭を巡らせていかないといけないっていう部分を、ぜひ考えていっていただきたいんですけど、その辺の考え方はあるんでしょうか。

高橋課長

高橋の方でお答えしたいと思います。事前にお配りしました 11 ページものの「市 民参加推進のための基本方針の検証の結果」の、おそらく 1 ページの最初のところを ご指摘されていると思います。

このところで明確に書いてあるのは、16条の引用を受けた市民参加条例ではあるけれども、本来市民参加というものはいろんなものが絡まっていると認識をしていると書いてございます。そういった中で、情報共有、情報提供についてはもう必要不可欠なものであるので、今後どのような形で進めるべきなのかというのは、併せて議論し

なければならないというふうな形で結んでいるところでございますので、まさに佐々 木さんがご指摘のとおり、そのような形で進めていきたいと考えています。

具体的な部分でいろいろご指摘をいただいているところでございますけども、今回 のこのような形での議論の中で、個別具体的に整理をしていく必要があるものがいっ ぱいあるというふうに認識しておりますので、その辺のところを踏まえてご議論いた だけたら幸いでございます。よろしくお願いいたします。

中村さん

中村です。ここを質問したのは私なんですけれど、質問の背景というか考え方として、市民参加の各段階、各段階というのはプラン・ドゥ・シー・アクションの中で、どのように市民の参加が係わり合っていくかと、そういうことを想定して、その場合に市民の果たす役割というのは、今大きな役割を担うことが求められているんじゃないですか。そういう中で、市としてはどのように考え対応していけるのかと。今までの考え方を変えて、それでちょっと考え直してほしいという、今回のこのワークショップの中で条例を検討していく中でそういうことはわかってくるとは思うんですけれども、今までの考え方を変えてもらえなきや困りますよという趣旨で発言したんです。

石塚さん

結果的には記載の仕方を直すんでしょう。書き直すでしょう。この文章が違っている、意味が違うから、みんなが言っている検証の方の文章にきちんと直して、広くやりますよっていう話にすればいいことだもの。それを変に意訳するからおかしくなっちゃうんだよ。ちゃんとやるんだったらやるっていうことに直せばいいじゃない。書き直しますって言えばいい。16条云々だけにしちゃうからおかしくなるんであって、全体を含めて情報共有と公開の部分と合わせてやりますというふうにすればいいことじゃない。この検証のほうの文章に全部置き換えればいいことじゃない、内容自体を。そこのところ変にこだわった文章にまとめちゃったからいけないんです。書き直せばいいんでしょう。時間ないから、直すということにしてやればいいでしょ。

高橋課長

高橋の方で、確認的にお話しさせていただきたいと思います。33番のところは石塚 さんのお話のとおり、書き換えはさせていただきたいと思っております。

先ほど、中村さんのほうからお話がありましたプラン・ドゥ・シー・アクションの部分の中での係わり方だとか、そういうふうな部分につきましては、市の考え云々というよりも、今後の議論の中で具体的にチェックをして整理していく話ですので、現時点で市の考え云々というのは、ちょっとお話しできるレベルではないなという認識をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

ファシリ テーター

(能率協会:白鳥)

事務局(村上)

よろしいでしょうか。

ではまた後で何かあれば戻るとして、次の議題であります「市民参加推進指針の検証」というものについて、ご説明を市からお願いしたいと思います。

市民自治推進課、村上でご説明させていただきます。

大変遅くなりましたけれども、市民参加条例策定に向けて、現状ございます市民参加推進のための基本方針、こちらの検証について、皆様に資料をお配りさせていただきました。A4 の 11 ページものの資料でございます。こちらにつきましては、本日参加しております協働推進主管課調整会議という庁内の検討会議がございます。市民参加につきまして所管しておる庁内の検討会議でございますが、その中で検討させていただきました結果がまとまりましたので、皆様にお示しをさせていただきました。

若干、要点をかいつまんでご説明させていただきたいと思います。

まず1番につきましては、先ほどご議論の中でございましたけれども、基本的には16条というのがベースにはなるんですけれども、自治基本条例を踏まえた中で、さまざま関連する部分ございます。そういう部分も、当然そのまま市民参加だけを切り離してっていうようにはなりませんので、そういった部分、必要不可欠な部分、併せて議論いただいて考えていきたいというものでございます。

それから基本方針の策定経緯でございますけれども、平成9年に、これは市の方が主導で「市民参加推進のための指針」というものを策定したようでございますが、これについては形式的な市民参加から脱却しないというご批判がだいぶあったようでございまして、その次の段階として、平成11年度から14年度まで、公募の市民の皆さんを中心とした検討委員会の中で検討されて、それがその平成15年10月に現在の「茅ヶ崎市市民参加推進の基本方針」ということで作成に至ったという経緯でございます。現在における市民参加の基本的な方針を定めたものという位置づけではございます。その中心としてはワークショップとパブリックコメント、この2つを重点取り組みという施策で位置付けてございます。

3 番でございますけれども、市民参加に関わる課題認識ということで、これにつきましても第1回目のワークショップでA4・1枚の資料をお示しさせていただきましたが、協働推進主管課調整会議の委員から寄せられた意見、要点まとめたものをご用意させていただいております。そこの部分が、まずは課題ということで寄せられたんですけども、改めて再整理をさせていただいて、今回の資料としてお示しをさせていただいているところでございます。

4番でございます。本市の現状というところで、ワークショップとパブリックコメント、それから審議会等への参加の状況ですね。そういう中で、乳幼児の一時預かりでございますとか、あるいは要介護者等を対象とするボランティアの配置とか、そういったものが今、仕組みとして定着をしているところでございます。ただそうは言う中で、女性の委員の参加がまだ低いというところがございます。その辺が課題として挙げられているというところでございます。

それから情報の共有ということで、情報の提供の仕組みを考えてつくっているところでございます。現在は市民参加情報カレンダーというものが平成 19 年から動き出しまして、それをさらにリニューアルした中で、ホームページの更新と一体化して動くような、市民参加カレンダーというものを今皆様にご提供しているところでございます。

それから、他団体との比較。これは他の自治体との比較という意味でございます。 これにつきましては、パブリックコメントの件数とか、それから審議会等の状況につ きまして、後半に資料をつけさせていただいてございます。

こちらを詳しくはご覧いただきたいと思いますけれども、後半の資料の中で「比べジョーズ」というのが2つほどございます。これにつきましては、全国の特例市が中心となりまして、福井市が確か中心で行っておるものですけれども、さまざまな自治体の数値を集約しまして、それをある程度その比較ができるような仕組みといいますか、そういうものがいま動いています。その中で、今回このテーマに関係をする部分の直近の情報を資料としてお示ししてございます。

それから、6 番でございます。本市の問題点、課題ということで、大きくポイント しては、その四角の枠の中というところかと思いますけれども、これは従来から言わ れている部分でございますけれども、サイレントマジョリティの問題でございますとか、それから審議会の委員の参加についても、現状なかなかこう新たなところへ広がりがいかないと。そういった部分の現状の問題を何点か箇条書きでお示しをさせていただいております。

それから7番でございますが、これにつきましては市民討議会という新たな取り組みが近年行われているところでございます。当市におきましても、何回か試行的に行っている段階でございます。文教大学さんと、それから茅ヶ崎青年会議所さんのご協力をいただきまして、無作為抽出で案内状を送りまして、ご承諾いただいた皆さんで課題について話し合うという新しい手法でございます。現在、まだ試行、トライアルの部分でございますけれども、今後どういう形で解決策として成長していくかという部分は、見守って検証していきたいという部分でございます。

それから8番でございますが、将来予測ということで、これも従来から言われている部分でもございますけれども、なかなか幅広い市民参加というのが現状難しいのかなというのは認識としてあるということでございます。特に現役世代がどうしても自分の住んでいる自治体の問題に積極的に関わるという場面は少ないのかなというのが、課題として共通して持っておるところでございます。その辺を中心として、今後の将来予測ということで、まとめさせていただいています。

最後の9番、目標ということですけれども、今後茅ヶ崎市において目指すべき将来像ということでまとめさせていただいております。いつでも、誰でも、どこからでも市民参加ができるという、そういう仕組みを整えるとか、性別、年齢に関わりなく幅広い参加が得られて政策も決定されるというところが、最終的な目標として整理をさせていただいたところでございます。

5ページ以降は、資料編というところでございます。先ほど申し上げました特例市、ある程度全国的にはそういった大きな規模の自治体の数字を集めた、「比ベジョーズ」の資料と、それから本市におけますパブリックコメントの実績ですね。それから、資料3番につきましては、審議会の開催状況と公募委員数という資料をお示しさせていただいております。附属機関と準ずる機関は、法律、条例はじめ、さまざまな個別法に基づきますご機関と、それ以外の形式で設置をされております準ずる機関ということで、数字のほうを分けさせてお示しさせていただいております。

資料5につきましても、同様でございます。附属機関とその準ずる機関に分けまして、構成、メンバー構成の割合を数値でお示しさせていただいたところでございます。 以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

はい、どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして何かご質問等ございましたら。

ファシリ テーター (能率協会:白鳥) 有竹さん

ありがとうございました。すごくわかりやすかったです。6番目のところに課題が出ているんですけれども、この課題に対して対策というか、具体的に例えば吸い上げができていないのはどうして吸い上げができてなくて、そのためにどういう努力を今しているのか、しようとしているのか、そういう具体的なことをお聞きしたいんですが、今じゃなくてもいいです。次回までにわかったら、この辺の項目に、特に1から5までに関連して、次回文書でいただければと思います。

高橋課長

今、有竹さんからのご提案でございますけども、それをこれから皆さんで議論して

いく話ですので、行政のほうで何をやってるかっていう形になりますと、単に今のところは情報提供して、参加してくださいっていうふうにお声かけしている程度なんです。それ以上のことはないのが現状です。その辺のところは皆さんの中でもご議論いただきたい内容であって、文書回答云々の話ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

有竹さん

感想はあまり言いたくないのですが、意外でした。それで、みんなに聞かれて、さらで意見を言えるというのはありがたいことではあるけれども、行政がこういうことに対して何もないってことはないんじゃないかと私は思うんですけれども。でも時間がなさそうなので、次に進めてくださって結構です。

浜村さん

浜村です。今のことに関連して。行政側の回答は必要ないんで、私の意見だけにしてください。6番目の四角に入っているようなことは、行政で従来からある課題という説明もいただきました。だけど実質的に、ただ言うだけで何もしないっていうのが茅ヶ崎の行政の特色であるということを再確認いたしまして、私の発言を終わらせていただきます。

有竹さん

ごめんなさい。再確認、私もしましたけれども、協力して一緒にやっていけたらうれしいと思っています。

青木(有)さん

すいません、青木です。市民参加の基本方針については反省ということなんですが、この間のワークショップではいろいろ出されて、今日も反省点というのは出ていますけれども、自治基本条例策定に係る問題で、34、35、36番、第3回目の議事録からありましたけれども、ここのところではやはり同じことを繰り返さないようにっていうことで反省点が出てましたね。それは今回の市民参加条例の策定に活かされてくるということになればいいんですけれども、こういう点のやっぱり市民参加っていうことについての反省点というようなことを、やはり行政のほうはきちっと受け止めて、それを活かしていくっていうことを、こういう今日の基本方針の中にも、反省点にもやっぱり入れていかなくちゃいけないんじゃないかっていうふうに思うんですよね。

それからもう1点私の体験的なことで言って、新しいコミュニティ制度の提案とかあって、それがだいぶ議論されているわけですけれども、これの検討のプロセスとか市民への提案のやり方とか、その辺が私の体験でいうと、非常にやはり市民参加っていうことからして問題の多いやり方だっていうふうに思っています。そういうのはなぜそんなことになったのか、そういうことがこれからの市民参加条例づくりの中でどういうふうに是正されているのか、そういうことを見極めていきたいと思いますけれども、やはりそういうような点の反省はしっかりしていただきたいというふうに思ってます。以上です。

中村さん

そのサイレントマジョリティですけれど、これ非常に前から問題になってましたよね。例えばパブリックコメントを出しても、パブリックコメントの出している人の数とか、投票数は少ないと、サイレントマジョリティの声が反映されてないからということで、パブリックコメントそのものの意義が若干薄れる。そういうことを行政側は説明で使ってきた経緯があります。もう前から市は、行政はそういう問題がわかっているんですから、今市民の声を聞くまでもなく、もう行政としてはそういう対応をしてもらいたいと思います。これはもちろんわれわれも協力しますけれど、何もないっていうんじゃ、これは困りますよね。今までそういうことでもっていろいろパブリックコメントの効力っていうか、そういうものが減殺されてきたんですから。

幸村さん

幸村でございます。6番の「本市の問題点・課題」の四角の中は、私の考えでは重要度で考えると5番から1番へ向かうかなと、そんなふうに個人的には思いました。

それで(5)の市民がまちづくりの主体であるという認識が不十分だったと。これは、それはそれで当たってると思いますが、どっちの認識が不十分かというふうに意識されているのか、ちょっとお考えを聞かせていただきたいと。

それから一番上の(1)の潜在的な市民の声の吸い上げができていないと。これは、 私は行政の責任じゃないかというふうに思います。

例えば一例を申し上げますと、茅ヶ崎市に年間どのくらいの転入市民があるかわかりませんが、必ず市役所に来て転入手続きをするわけですね。そういう新しい土地に不慣れな市民に対して、市民課の窓口はどれだけサイレントマジョリティにならないように、必要な情報なり手立てを考えているか。それに対して何か策がないのかと。そんなことをちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

それからデータが出てまして、最初のデータで1件当たりの意見提出数、茅ヶ崎は大変高いと。これはこれで現象的には結構だと思いますが、こういうデータをお取りになる時は、必ず意見の採用率を示していただきたいと。くだらない意見がたくさん出てもしょうがないわけです。どれだけその意見によってまちづくりに寄与する行政の施策につながったのか、つながるのかどうか。その割合が大変重要で、それなくしてはパブリックコメントの効果をうんぬんするべきではないとそんなふうに思いますので、その点をご回答いただきたいと思います。

ファシリ テーター (能率協会:白鳥) 高橋課長 はい、今2点目はご意見だったかと思いますけど、1点目のそのまちづくりの主体というところの捉え方という点と、それから3点目のパブリックコメントの採用に関するものが1点という、採用についての考え方というんでしょうかね。

高橋です。私のほうから若干コメントさせていただきたいと思います。

幸村さんご指摘の 6 番の (5) のところの主語、これはどうなんだという認識でございます。行政のほうで不足しているのはその通りだという、この文言のとおりだというふうな認識はしております。

ただ、しかし市民全体を見ますと、まだまだこの認識というのは皆さんに浸透していない部分があるのかなっていうようなところがございます。主語としてはというふうなお話であれば、市民・行政双方というふうな形になろうかと思います。

そういった中で、自治基本条例を施行して約1年というような部分のところの中で、 市の方ももっとこれを積極的に浸透させていかなきゃいけないというふうな、改めて 認識をしているところでございます。

それから市民課での対応っていうふうなお話いただきましたけども、転入の手続きの中で広範な資料をお渡ししていることは事実でございます。便利帳も含めまして、生活していく上でというふうな部分での対応しかしてないというふうな捉え方もあろうかと思います。実務的に市民課の窓口でどこまでの対応ができるのかというのは、かなり時間の制約もありますので厳しい部分もあろうかと思いますけども、資料についてはできるだけ配っていきたいというふうに考えております。

それから最後のパブリックコメントの意見の採用数っていうふうな部分でございますけども、必ずしもご意見の中で採用できているものが、何件採用したかというふうな部分は市の中でのものはございます。そういった中で今回添付してある資料につきましては、福井市でまとめた内容でございますので、あくまでも意見数というふう

なところになっております。出すことは可能ですれども、果たして何件採用されたか らそれが市民参加が進んだかどうか、というふうな部分のところのバロメーターにな るかどうかというのは、また別の話になろうかと思いますので、その辺のところは今 後の議論の中でパブリックコメントの位置づけをどうするかという中で、全体的にご 議論いただければと思います。以上でございます。

それで、本日職員も6名参っております。時間も押しているところでございますけ ども、基本方針の振り返りについてをメインでご議論いただく中で、職員も入って意 見交換のお時間をとらせていただけたらと思うんですけども、いかがなものでしょう か。

佐々木さん

資料でちょっと質問させていただいていい。ちょっとわかんなかったんで、僕。 市民参加にかかる課題認識の中でアンケートに要するコストっていうのは、これは コストが高いというような、そういうくだらない議論になったんですか。

それから2番のパブリックコメントにかかる具体例って、具体例の検証をしてどう するんだっていう。もうシステムとしてパブリックコメントを出すっていうのが、使 い方はともかくとして、システムの中に組み込んであるのに具体例を示せって、今さ ら市の職員の課題の中に入っているっていうのは、ちょっとこれどう意味なのか僕は わからないんですけど、ちょっとその辺だけ教えていただかないと、この資料を僕読 み込めないなと思ったものですから。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上がお答えさせていただきます。第1回目の資料の中でご説明 をさせていただいている部分でございますが、アンケート、市民参加の手法というこ とで、基本方針の中で具体的に手法を9つ定めておるんですけども、その中のアンケ ート、もうこれは実務レベルのお話になってくるんですけども、実際に行うにあたっ て相当の費用がかかるんですよという部分のお話でございます。

それから、パブリックコメントにかかる具体例の例示等についてということでござ いますけれども、これにつきましては基本方針の中で、パブリックコメントを行うも のについては確かにご指摘のとおり定まっている部分でございます。あとは具体的に その実務的な部分のお話の意見というところでございますけれども、その辺のところ まで具体的に例示できるのかという、そういう意見ございました。以上でございます。

だったら、消極的にやめたいねとかっていうような意見が、その職員の中で大勢を 占めたとか、そういう状況っていうのはどうなんですか。

事務局(村上)

佐々木さん

だからやめるべきかという、そこのところまではちょっと議論が進んでいなかった と思います。

佐々木さん

会議の中では、どっちの方が大勢を占めたんですか。その辺がやっぱり、これは問 題なんですよ。

事務局(村上) 佐々木さん

今ちょっと手元にある資料の記録ではそこまでは。

コストがかかってもやっていくっていうのが市の職員の中の姿勢としてあるのか、 そうじゃなくて、コストがかかるからアンケートなんて無駄だからやめちまおうって いう考え方が大勢を占めるのかによって、今、茅ヶ崎市の行政の庁内がどういう状況 にあるのかっていう、一番の端的な問題点になるわけですよ。

その会の中でどっちだったんだっていうのが、これがやっぱり市民参加にとってか なり重要な部分を占めてくるんですよね。

コストがかかるし無駄だから、要は全庁としてはコスト、予算を下げる方向でいく

んだから、無駄だからやめちゃおうっていうんであれば、サイレントマジョリティの 意見の集約なんていうのはとうてい無理な、とうてい考えの外におよぶ話になっちゃ うわけじゃないですか。その辺の姿勢はどうなんだっていう部分が。要は根本的にそ こから考えていかなきゃならない部分じゃないですか。

事務局(村上)

そういうコストの問題が議論として出たっていうのは事実なんですけども、だから どうだっていうところまでは大変申し訳ないのですが、そこまでの踏み込んだ議論っ ていうのはできてなかったというところでございます。

佐々木さん

すいません、ここの部分は踏み込んで議論するなり分析するなりしていただいた方 が、今後の市民参加条例の話の中では必要な資料になってくるんじゃないかなと思い ますので、早急にお願いいたします。

事務局(村上)

市民参加の具体的な手法として、条例で押さえておくべき重要な論点になりますの で、その辺も含めて皆様と一緒にご議論させていただきたいというところでございま して。

佐々木さん

そうじゃなくて、市の職員がどう考えてるのかっていう部分で、基本的なデータを とった上で、じゃあアンケートが無駄だって考えて、いらないっていうのが大方を占 めてるんだったら、逆にどういう形で大衆の意見を吸い上げていくのか、戦術が違っ てきちゃいますから。

高橋課長

高橋の方でお話しさせていただきたいと思います。佐々木さんご指摘のように、市 としてどう考えているかっていうようなところは、当然ある話だと思います。

ただ、案件によってどんな手法使っていくかっていうのは、費用対効果も含めて総 合的に考えなきゃいけないところだと思ってます。そういった中で画一的にアンケー トやる、やらないとかっていうのは、個別の中で検討するべきものであって、市とし て相対的にアンケートを金がかるからやめようとかっていうような、そんな考えって いうのは逆に持てない話だなって思っております。

そういった中で、こういうふうな課題があるけども、こういうアンケートという手 法は今後、こういう事案については金がかかってもやっていくんだと、そういうふう な意見が多分出ると思います。それが本来の形であろうかっていうふうな認識を持っ ておりますので、そういった中でのケース・バイ・ケースでの手法の1つというふう な中でも、費用は若干かかるよという認識は持った中での整理が今後必要になってい くのかなと思います。使い方はそれぞれですので、その辺のところも踏まえて、手法 の1つとしてのアンケートというのはすべてを否定するということは絶対できない。 そういう認識を持っていることだけはご理解いただきたいと思います。

佐々木さん 高橋課長 佐々木さん それは課長の認識ですよね。

市として。

市として、わかった。

ファシリ テーター

そうしたら、お手元の方に資料 5-2 ということで、今後の検討予定ということで一 応たたき台という形でお示ししています。左側が一般的にといいますか、これは最低 限起こす必要があるだろうという項目と、それを右側にいつやるかというような想定 となっています。

(能率協会:白鳥)

基本的項目というところでは、目的から基本原則、行政の役割・責務あるいは市民 の責務といった内容。それから 4 月 16 日の会合では、市民参加の方法、意見の取り 扱いですとか個別具体的な方法。それから 4月30日につきましては、推進の体制と

いったようなところを検討してはどうかというところで考えておりまして、今のところは4月までの日程が決まっていると。5月以降につきまして全体意見の調整というようなことを考えていたところでございます。

基本的な項目というところで、これまでの課題の検証というところも含めて、今後の基本的な考え方の頭出しになるかと思いますけれども、ちょっとお話をいただければと思います。第3回でグループ討議の部分的にやったものの確認というところも、できれば併せてやっていただければというふうに思います。

今11時半ですけれども、50分ぐらいまででちょっと1回切らせていただいて、次回、引き続きになると思いますけれども、その時点で1回各グループのご意向を簡単にご説明いただければと思います。

では、グループ別でよろしくお願いいたします。

第3回でグループ討議を実施しましたが、それが確認しきれていないところがある と思いますので、その確認をお願いしたいと思います。

村中さん

この間の第3回のグループ討議の結果の確認っていっても、第3回の時にいた人って2人しかいないんですよ。そうすると、そんなことできないんですよね。

だから、それは別にしておいた方がいいと思いますよ。言った意見の人がいるわけではないので、それは無理だと思います、ワークショップ形式でやるのは。

前回いた方がいらっしゃらないグループもいるということですので、進め方を中心

ファシリ テーター (能変物会: 白

よろしいでしょうか。

に確認いただければと思います。

(能率協会:白鳥) 青木(有)さん

事務局

職員は今回どういう立場で参加するようになったのか。

市の方から、いわゆるわれわれのほうから出るようにという依頼をしたのか、あるいは自発的に出てきたのかっていうような部分の、その確認だと思うんですけども。

もともと今回参加しているメンバーは、協働推進主管課調整会議のメンバーでございます。このメンバーには市民参加に関することが所掌事項に入っておりますので、こういうふうな形でワークショップをやるんで、できるだけ参加をしていただきたいっていうお願いはしてます。

そういった中で、今回6名の職員が自主的に出てきたというふうにご理解いただき たいと思います。強制でという話ではなくて、あくまでも声掛けをしている中で自主 的に出てきているということです。

◎以降、3 グループにわかれてグループ討議を実施した。

4-1. グループ討議(A 班)

佐々木さん 藏前さん

佐々木さん

まず、自己紹介からしません?

簡単にね。じゃあどうぞ。最初に言われた方から。

じゃあ僕から。佐々木と申します。ひばりが丘在住です。市民参加としては茅ヶ崎 環境市民会議エコ・ワークという形で市民参加をさせて頂いてます。

広瀬さん (事務局)

市民自治推進課、広瀬と申します。

濱田さん

自治基本条例市民の会ということから出席しています。濱田です。

浜村さん

浜村です。ちょっと具体的な話で、昨年5月にパブリックコメントが、やる時は具 体的ではない、広報ちがさきに載るんだけど、結果がホームページを見ろっていうし か載らないから、ホームページと広報ちがさきときちっと連動してくれっていうのを 秘書広報課にお願いしてやりますと言ったんだけど、やってなかったんです。この間 1月の25日に話した時はやってませんでしたのでやりますって言ったんですけど、行 政の方にそういうことが秘書広報課から伝わっておりますか。伝わってないでしょう ね。その話をちゃんとやって頂ける保証はありますか。今、私が提案したこと。

ファシリ テーター 確認っていうことですか。

(能率協会:白鳥)

浜村さん

というのは、私のこの会の認識は、全体でもう話、時間がないからグループでやり ましょうと。あの続きをやるもんだと思ってたもんですから、それが間違いなら間違

いでもいいんだけど。ということで、特に提案させて頂きました。

藏前さん

藏前です。佐々木さんと同じようにエコ・ワークです。それで自治基本条例市民の 会の会員です。

村上さん (事務局)

市民自治推進課、村上です。よろしくお願い致します。

小磯さん 有竹さん 茅ヶ崎市議ですが、自治基本条例市民の会に入ってます。小磯です。

東海岸北に住んでいます有竹と申します。9年ぶりに去年の夏、茅ヶ崎に戻ってき ました。9年間夫の転勤で、関西とかいくつか回って戻ってきたところです。ですか ら状況をあまりよくわかっていません。そういうことも含めて、それから知識もない ということも含めてアサピーという名前で出しています。ちゃんと名前も下に書いて ますけども、私はこのアサピーというのと、それから今日はわざわざ割烹着を持って 来て、ここで着て座ってるんですけども、普通のおばさんでもわかって参加できるよ うなことに、浅くてもわかるようにということに徹して参加したいと思っています。

それであと自分で反省ですが、よくちゃんとこれだけテープ起こしするのは大変だ ったなと思います。やってくださってありがとうございます。自分のところだけさっ きずっと読んでたら、言っていることは本心なんだけれども、すごいわかりづらいな あって自分でも思ったんですよね。

もっとこの言葉をこれだけ長く言ってるけど、もっと端的にどうして自分は言えな かったんだろうって。これは誤解を招いているかもしれないと思ったのが、今回改め て思いました。だからそれはお互いにあるかもしれない。例えば行政の人が言って答 えてくれたのを、こっちがどういうふうに受け止めるか。その逆もあるかなという気

がしています。

それからすいません、ここでまた文句を言いますが、コンサルの人の進め方がすごく下手だと思います。時間は2時間しかないんだから、質問項目の時間帯とかあれしてせっかくのみんなで話し合うっていう、質問もあるんだけれども、その進め方というのをもうちょっと割り振りを再検討してほしいと思います。

幸村さん

幸村と申します。今回初めてこのワークショップに参加しました。行政との今までの仕事、行政と一緒にやった仕事の中で一番大きいのは、平成 16 年か 17 年かに 3~4 年前市民活動推進条例という条例を作りましたけども、その時の公募市民として応募しまして、その委員長をやらされて、条例案を作って市長に答申して、現在それが若干の手直しはありましたけれども、条例として活かされて運用されていると。その中で行政と市民の協働はどうあるべきかというようなことを主に勉強して条例に盛り込んだという経験がございますが、この度みなさんと一緒にまた新しい断面で勉強したいと思って今日から参加しました。よろしくお願い致します。幸いの村と書きます。

環境政策課の長島と申します。この会のほとんどのメンバー知っているような関係

長島さん (市職員)

はじめまして。よろしくお願いします。

です。有竹さんだけはじめまして。

有竹さん 長島さん

以上です。よろしくお願い致します。

ファシリ

日本能率協会総合研究所の白鳥です。よろしくお願い致します。

テーター

(能率協会:白鳥)

野崎さん

(市職員)

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

藏前さん

佐々木さん

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

幸村さん

産業振興課、野崎と申します。よろしくお願いします。

ご指摘のとおり話が長引いてしまいましたが、進め方というたたき台を示させて頂いていまして、次回以降本格的に中身を話し合っていければと思います。6回から8回までは各個別の検討項目について話してはどうかというところで、5月以降については全体での調整を図っていくという、大きな流れということで考えてございます。

職員さんは継続して同じ人で参加されます。それとも、4 月で変わっちゃったら、 また変わっちゃう。もちろん自主参加だからずっとですよね。ありがとうございます。 このグループ討議はどう進めていきますか。

まずスケジュールをご確認頂いて、もし時間があれば、市の方もいらっしゃるので 先ほどの指針の検証の話などを少しディスカッションができればと思います。

初参加で前のことがわからないし、後のことも多分わからないので、一生懸命皆さんの意見を聞きながら勉強している段階なんですが、次回はこの今後の予定表案の盛り込む項目を論議するということですか。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

はい。

幸村さん

ここでいわゆるその条例素案としての骨組みが決まってくると。それにあとは肉付けをしていくと。こういう段階ですね。

ファシリ

骨格といいますか、そういうところですね。

テーター

(能率協会:白鳥)

幸村さん

第1条から第何条までで、それぞれどういう項目をそこに条例文としてはめ込んでいこうかという見出しが決まってくると。こういうふうにイメージしていいんですか、これは。

ファシリ

テーター

見出しとその中身の重要な点といいますか。こういうところは落としてほしくないといった、そういう意見交換になっていくということです。

条文で決めようとする、少なくともキーワードは並べろよと、こういうことですか。

(能率協会:白鳥)

幸村さん

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

幸村さん

キーワード。第1条、何と出ますね、目的と。その目的では1と2と3と、私はこ

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

幸村さん

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

浜村さん

キーリード。第1条、何と出ますね、目的と。その目的では1と2と3と、私はこの3つの項目を盛り込みたいという案をみんなが考えてくればいいんですか。

そうですね。

そうですね。

はい。

キーワードというのはそういう意味。

すいません。私、話をぶち壊すんですが、一番最初にワークショップを始める時に、 行政の説明は、途中から入ってもみんなわかるように仕組みをつくったって言ってる けど、全然そんなことできてない。何でできもしないことを勝手にそんなことを言う んだっていうのが、ほんとに頭にきます。

今おっしゃったように、おそらく途中から来られた方はわからない。非常に、今日の説明でもできもしないことを勝手に書いて説明、ぶち壊して申し訳ないけど、それをつくづく感じました。もうちょっと真剣にそこら辺のところは考えてほしいなと、言葉に責任を持ってほしいっていう感じですね。

幸村さん

それはそれで行政に頑張って頂くとして、要するに項目ごとのキーワードを考えて こいと。それを突き合わせてAグループならAグループの条例の骨子、骨格はこうい うものだということのイメージを共有しようと。

ファシリ

そうですね。

テーター

(能率協会:白鳥)

幸村さん

それをグループごとに持ち寄って、全体の構成を考えていこうと。こういうことですか。

ファシリ

はい。

テーター

(能率協会:白鳥)

小磯さん

小磯です。私ちょこちょこ参加しているんですけど、前回グループ討議やった場面 だけ参加してないんですね。なのでグループ討議に何やったかわからないんですけれ ども、今までの流れからすると、市民参加条例に何を期待するかとかね。それこそ目的になるのかもしれないし、一番の市民参加条例で果たすべきことは何なのかってことがグループの中で話し合われたんですか。

目的、定義、基本原則とか細かい市民の責務、市長の責務っていうことじゃなくて、 そもそもの基本的なことを一番初めに共有しておかないと、また自治基本条例みたい にボタンが掛け違ったまま最後まで行っちゃうっていう気がするんで、それをじっく りワークショップの中で1回か2回かけて本来なら話し合うべきことなんじゃないか なと思うんですけど、それはこの間のグループ討議でそれを話したんですか。

ファシリ テーター (能率協会:白鳥) その時は、これまでの問題と思うところを中心に意見を出して頂いたということですね。その中で今後のあり方につながるようなところも部分的には出ているというところがあります。

小磯さん

だからまだ市が、今日の何とか調整会議で課題、市民参加の基本方針に関する課題をどうとらえてるかっていうところも、認識という言葉も巡って、ちっともそれ認識じゃなくってただ挙げただけだっていうような不足の部分もあるんですけど、問題はいくつか出ている中で、やっぱりそろそろみんなの中でこの市民参加条例で何を期待するのか、何を達成しようとしているのかっていうことをきちんと話し合わないといけないのかなって思うので、あんまりこの基本的項目っていうところにこだわっちゃうと、幸村さんがおっしゃったように、目的のところには何を盛り込まなきゃいけないかとかっていう個別の議題になり、言葉の細かいことになってしまうのかなと思うので、せっかくのグループ討議をもし次回するんだとしたら、市民参加条例で何を達成するのか、目的は何なのかっていうことをしっかり私はグループで話し合う。

幸村さん 小磯さん 制定の目的。

そう。それで各グループ、制定の目的、達したいこととか、人によって言葉は違うかもしれないですけどね。自治基本条例の具現化とかいろいろありますよね。そういうことをきっちり話し合う必要があるのかなっていうのは、自治基本条例の制定までの流れを見て思います。

佐々木さん

すいません、自治基本条例、ボタンの掛け違ったままって言ってるけど、ちょっと それは認識違うんですよ。

小磯さん

だから行政と市民が。

佐々木さん

最初はボタンの掛け違えなかったでしょう。いつの間にか勝手に行政が1回ボタンをはずして、違う穴にボタン突っ込んじゃって、いつの間にか気づいたらボタンの掛け違い条例になっちゃった、状態になっちゃったわけじゃない。

小磯さん 佐々木さん すいません、さも市民の責任のような掛け違い。

違う、違う。最初からじゃなくて最初はとりあえずボタンの掛け違いなくやった。 骨子案を出す段階になってボタンを掛け違って、骨子案はただ参考にするだけだからっていう話になったわけじゃないですか。だから要は、じゃあ最初にこういう形にするんだって言っても、そういうことを平気でうちの行政やるわけよ。

幸村さん

今度もやりますよ。われわれの身分は、いわゆるまちづくりの法的な根拠がない状態で、何にも権限持ってないわけですから。ただ皆さん、興味と関心が旺盛だから集まってるだけで。それから、何とかしなきゃいけないだろうなという問題意識。市民としての問題意識で集まってるだけですから、何の身分の保証も権限も明確になって

ない。期限も明確になってないでしょう。

佐々木さん

そうですね。ただ、ケツは決まっている。

幸村さん

そこが1つは問題なんですけど、まあそれはもうスタートしたことだから、いかに いま佐々木さんおっしゃった、前例を避けるかと。防ぐかということを真剣に考えな いといけないんじゃないか。要するに、市民が考えて考えて汗水垂らした。

有竹さん

すいません、そうしたら、その前例を避けるためには、どうしたらいいと思います か。

幸村さん

佐々木さんがご存じなら、佐々木さんから、ここまでいって次がこうなって、この ところにボタンが掛け違っちゃって、責任はどっちにあって、それを修復する可能性 があったのか、ないのかとかいういきさつをやっぱり明らかにして共有しないといけ ないじゃないですか。

佐々木さん

だから僕だけじゃなくて、小磯さんも知ってるし、濱田さんも知ってるし、蔵前さ んも知ってるし、浜村さんもっていう話はあるんで。

幸村さん

じゃあ、また時間がもったいないですから、ご存じな方が幸いにして大勢いらっし ゃるなら、これは気をつけようねというプロセスをところどころで確認して頂くと。

有竹さん

例えばこういうことはできますか。前回の始めにそのわかっているような人たち が、例えば3人とかが前に出て1人3分とか解説して、ここですとか、鼎談やっても らうとかして、それで私みたいにわからない人にとりあえず説明をしてもらうってい うのも1つ聞きたい気がします。

濱田さん

すいません。今それぞれの話は仮定の話ですよね。今ここで基本的項目、ファシリ テーターさんのほうで考えてもらったのは、どういうことでこれを考えたんですか。 それとも、この間のワークショップでこれありますね。全部頭にありますよね。参加 と協働とか。

ファシリ

はい。

テーター

(能率協会:白鳥)

濱田さん

そういうものを仮定にして、このような項目を考えたんですか。それとも一般的な 市民参加条例の場合はこういう大項目あります、小項目ありますと。そういうことで ここに書かれてるんでしょうか。

ファシリ テーター

(能率協会:白鳥)

浜村さん

基本的には一般的なところで考えていまして、ただこの参加と協働とか、情報の共 有とか、そういうところは基本的項目の中で議論して頂くという意識で作っていま す。

この3回目に出た意見がどうなったか。ただ出しっぱなしのそれだけ。それでいき なり項目が出た。それの関連性が全然わからないです。それでなおかつ佐々木さんが 言われたように、行政は最後の最後でどんでん返しをやる可能性は十分ある。ワーク ショップが大事だって言いながら、一方ではワークショップをめちゃくちゃ壊しちゃ っている。言葉が悪くて申し訳ないけど、私の率直な感じをはっきり言いますけど、 そんな感じがします。そこら辺のところをやっぱりはっきりしないと、これワークシ ョップの意味っていうのは全然なくなっちゃう感じがします。

幸村さん

いや、その通りだと思いますよ。それで心配してるんです。

ファシリ

その確認を第4回でやる予定だったんですけれども、第4回でグループ別の討議に 入ってなかったというところがあります。

テーター

(能率協会:白鳥)

浜村さん

それだったら、日程がないからもういい加減にはしょってやりましょうっていう計画ですかね。

ファシリ

いやいや、そういうことじゃ。

テーター

(能率協会:白鳥)

浜村さん

いや、そういうふうに聞こえますよ。

ファシリ

テーター

これを含めて次回本格的にっていうのが、この案です。この第3回グループ討議結果の確認っていうのが、これをもう1回確認してからやりましょうっていうことなんですけど。

(能率協会:白鳥)

幸村さん

それもわかります。

浜村さん

まことに申し訳ないけど、ワークショップっていうのは意見出しっぱなしっていうことですか。違うんでしょう。

ファシリ

違うと思いますよ。

ノアンリ テーター

(能率協会:白鳥)

浜村さん

だから何かワークショップの筋道がわからないままに、私だけかもわからないけど、進められているなあっていう感じがしてしょうがない。

幸村さん

私も、ホームページでこれは見たんですよ。これ第3回なんです。今日、第5回で しょ。第4回は多分まだ情報がホームページに載っていないんだろうと思うので、私 の情報の新鮮さからいけば、今これが一番新しい。それで今日の資料。この繋がりが 全然わからない。

浜村さん

わかりませんね。

幸村さん

個人的にはどうしたもんだろうと思っているんですけど。だけど、いずれこういう 枠組みの中で進んでいくんだろうなとは理解できます。

有竹さん

すいません。意見ですけれども、有竹です。わざわざここにこういう表が出てて、第3回の結果を踏まえてっていってこういうのがあるんだとしたら、矢印はこういう矢印だけど、ここ両方関連してるんだとしたら、準備してくださるほうで、これ読み込んで、読み込んだところの項目っていうのが書き出されて提案されてもいいんじゃないですか。準備された方。一般論じゃなくて、だからファシリテーターなんだから、私たちのために援助してほしいと思うんですよね。わかりやすいように。これはこれで紙出して、これはこれでこの項目は一般論だっていうのは、やっぱりちょっと。それだったら一般論もあるけど、3回目からこういう読み込みを行って、こういう項目とかを再検討っていうか討議をしてみたらどうですか、みたいな案があってもいいんじゃないかなと、逆に今思ったりしたんですけど、どうでしょうか。

ファシリテーター

討議した内容が、この項目のどこかに入り込んでいくという、そういうことだと思 うんですよ。

(能率協会:白鳥)

有竹さん

そうなんですか。

ファシリ

テーター

おそらくですね。その中でどれを大事にしながら条例の中に入れていくかを議論していく。まだそこまで多分いってないんだと思います。

(能率協会:白鳥)

小磯さん

それはもう、そのやり方はやめたほうがいいのかって思う。ほかの市民参加条例はどうでもいいから、茅ヶ崎の市民参加条例は何つくるのかっていうところで、これはもうあとから私たちが出したものがどれに当てはまるかって後付けしたほうがよくて、その出た意見がどれに当てはまるかっていう始めから枠組みを作ってしまうのは、もう市民は望んでないんじゃないかなと。ちょっとファシリテーターの人は大変かもしれないけれども、もうこのいわゆるほかの市の枠組みみたいなのの中に当てはめることはやめたほうがいいんじゃない。ほかの市に当てはめるんだったら、ファシリテーターの人、申し訳ないけどいらないです。私たちが当てはめていけばいいだけだから。ほかのところのいいところ持って来て。

ファシリ テーター (能率協会:白鳥) 基本的には同じことを私も思っていまして、これから積み上げていくことを考えています。項目の中身は各市によって違いますよね、中身は。前回出た意見の中で、進め方が見えないから次回何を準備してきたらいいかわからないっていう意見があったんですね。なので、一応この箱でこの項目ぐらいっていうところを念頭に置いて考えてもらう材料といいますか、スケジュールを出したほうがいいんじゃないかということで案として出しています。

佐々木さん

ただね、話が飛んじゃうかもしれないですけど、基本的な事項の中で一番問題になってくるのは、その市民参加条例をどういう位置づけにするって考えているのかっていう部分ですよ。

要は自治基本条例を作る段階に当たっても、ある一部の市会議員と一緒になって市の行政当局の一部の上の方たちが、条例に上下はないから自治基本条例も数ある条例の中の1つの、同じ並行したポジションの中の1つでしかないから、自治基本条例は市の憲法ではないって、憲法っていうのはおこがましいって言われた。要はこれにぶら下げるっていう話っていうのが、茅ヶ崎市の場合できないんじゃないのっていう話もあるわけです。

浜村さん 有竹さん それは変わってないですよね。

でもそういう話とか、私は知らないで参加しているから、よけいわかんないですよね。

佐々木さん

もともと市民案は、自治基本条例は茅ケ崎の条例の骨格をなすものであって、自治基本条例の精神に則って各条例を見直し作っていくんだというものを作ったんですけれども、結局自治基本条例といえども条例は条例なんだから、条例に上下はないっていう、法律定義持ち出して。だって憲法だって同じ法律なんだから上下はないんですけれども、憲法は憲法としての尊厳を定めているから上位法律になる、そういう考え方を言ってるのにわかってもらえなくて、自治基本条例も同じなんだよっていう考え方を全然考えずに、そんなことはない、条例は条例に天地の差はないんだと、上も下もないんだっていう、その意見だけで押し通されて自治基本条例はでき上がった経緯があるわけです。

幸村さん 小磯さん 佐々木さん じゃあ、そこからやり直さないと。

うん、そうなの。ほんとは自治基本条例からやり直さないと。

ほんとはそうなの。だけどそうも言っていられないから、自治基本条例と市民参加 条例がどうなんだ。茅ヶ崎市の考え方じゃ、自治基本条例と上下がないんだから同じ 立場にある条例なのであれば、要は他市はこうだけれども、茅ヶ崎市にとってはもう 1回だから市民参加条例としての精神だとか目的だとかを、要は自治基本条例だとか、 ほかの都市計画条例だとか、同じような形でまず作りこんでいってから条文作ってい かなきゃいけないわけですよ。

ほかの市は、例えば自治基本条例というのが上位条例にあるから、市民参加条例だったらその下にある程度ぶら下がるっていう考え方が成り立つから、精神だとか定義だとか自治基本条例があって、その精神に則って作るから、じゃあ市民参加条例はどういう定義にしていこうとか、どういう目的を含んでいこうっていう考え方ができるわけじゃないですか。だけど茅ヶ崎市はそれをやっちゃいけないっていうわけだから。

幸村さん 佐々木さん 幸村さん 佐々木さん 藏前さん じゃあ、そこから改めないと。

だから、まずそこの市民参加条例の基本的な精神からね。

それを行政と市民で共有しないといけないですね。

条例として不整合が出てきちゃうっていう話になるわけですよ。

ただ通りいっぺんのものを作るだけって。ああ、やった、市民が参加してくれた、 意見があったって、それだけだったらやりたくないって思ってるんです。

有竹さん

自治基本条例の前文の市民検討委員会が作った前文と、何か結局結論として出てきちゃったっていうのの、ここのところをやった時に、これ、私こっちの市民がつくった前文っていうのが読んでゾクゾクしたんですよね。すごいなって、こういう文章書けるってすごいなとか思ったの。そしたら何かそれはそうじゃなくて、こういうふうに変わっちゃったっていう。私のレベルだったら絶対こっちのほうがわかりやすいんですよね、言ってることが。こっち、すごくわかりづらいんですよ。何でこんなにわかりよくってすごいのを作ったのに、こういうふうに変わっちゃったかっていうのはまず知りたいし、状況があるんだったら、これ元に戻してほしいなって思うんですよね。やるんだったらペデストリアンデッキかなんかで市民にアンケートなんかがないと、あなたどっちのほうがわかりやすいですかとかね、そういうのとったっていいかなって思って。それでこっち変えるぐらいのそういう力があってもいいんじゃないかな。でも変えちゃいけない意味があるんだったらそれは知りたいなと思うんですよ。こんなことやったらとんでもないとかね。そういうのがあるんだったら。

それとあともう1つ、アサピーとしましては知識がないので、何か反対に穏やかな 革命の一歩というのをメールでもらって、プリントアウトしてこれを何回も読み返し たんです。これはベストのご意見なのかどうかわかんないんだけれども、これ読んで、 私、「えっ、全然私こんな視点なくて参加してたな」とか思うし。多分こっちを作ら れた方たちはすごい勉強されたんだと思うんですよね。それで今ここにいらっしゃる 方も結構いらして、私みたいに何にも知らなくて入ってきて。

でも1回目の時、知らなくてもいいって言われたんですよ。知らなくてもいいって言ってくれたんだから、反対に知らない人にはやっぱり情報提供と納得できる説明はでき上がるまでに聞かせてもらえるといいなと思ってるんですけど。

小磯さん

知らなくてもいいって言ったのは行政だからね。市民は知らなくてもいい人たちだけなら、条文まではいかないから検討委員会なり何なりを作れって言ったんだから、知らなくていいって言ったのは市民じゃないからね。

有竹さん

知らなくてっていうか、私が知らなくてここに参加しても参加できるっていうことで参加した。だけどやっぱりやっていくうちに勉強しなきゃいけないでしょ、少しはね。理解度が、レベルが低いけど、私。だから、教えてほしい。

小磯さん

だから知らなくてもいいって言った行政は、もうたくさんの情報をアサピーの人には伝えなきゃいけない。それは市民同士ももちろん説明するけれども、それまでの検討の資料をなぜここからここになったのか、それは行政がきちんと説明しなきゃいけないと思うんですね。

有竹さん

じゃあ、教えてください。

小磯さん

あとで教えてあげます。

幸村さん

佐々木さん、いきさつはどうであれ、今の茅ヶ崎の基本条例を出るところに出して、 これはまちの憲法に相当するかという判断を仰いだら、まちの憲法は立派なまちの憲 法ですという答えになると思うんですよ、世の中は。

佐々木さん 幸村さん もちろんなります、なりますよ。

だから、そういう前提でやっぱりその規定によってこの条例も存在するんだという 親子関係というか。法律用語ではそういうのを中出し条例とか何とかいうらしいんで すけど、法律的には。いずれにしても、それがあるからこれが存在するんだと。だか ら逆にいえば、基本条例の前文を、そのままこれにも適用するんだから、この市民参 加条例の条例には、個別の前文はいらないというぐらいパイプでちゃんと繋がってま すという法的な解釈が、多分今の茅ヶ崎でも成り立つんだろうと思うんですよ。

佐々木さん

茅ヶ崎市の文書文面も含めて法律的な解釈は、中出し条例はないっていう解釈なんです。法律の中出しだとか法律の下支えだとか上乗せっていうのはあり得るけれども、条例の中出しだとか下支えだとか上乗せっていうのは、条例個々が独立して同じ権限を持っているからないって言われました。

幸村さん 佐々木さん 誰に?

市長は、今の茅ヶ崎市としてはそういう状況だからこれでいかせてくれと言われま した、最終的に。

幸村さん 佐々木さん じゃあ、要するに行政が勉強してないわけだ。

はい。

幸村さん

じゃあ、それだけの話ですよ。

佐々木さん

いや、違うんですよ。行政が勉強してないっていうか、行政は勉強してるんです、 彼らも、野崎さんも長島さんも。だけどその意見が上に出てこれない。

幸村さん 佐々木さん

その体質の問題。

僕ら何回も自治基本条例を作る段階で、行政職員も一緒にこうやって平場で入って 意見を出しながら作っていきましょうっていう提案をしましたよね。だけど、握りつ ぶされて、最終的に主幹にもいかなかったし、課長にもいかなかったし、行政の一般 職員が入ることもさせてくれなかったし。だから、最終的にわれわれの骨子案は市民 が作ったものだから1つの意見だって。全部道を塞いでおいて1つの意見だって言わ れたっていう経緯もあります。僕が言ってるのは間違ってるのかな。

小磯さん

自治基本条例一番はじめできた時は、それこそ市民検討委員会が立ち上がる前に行政の中で検討会議ができてるんですよね。それが市民検討委員会が立ち上がってずっと並行して途中で中間報告を出して、その中間報告には最高規範性っていう言葉もあったし、ほとんど市民と齟齬のない。それが立ち消えになっちゃって、もしかしたらメンバーだった方もたくさんいらっしゃるかもしれないけれども、そのうち声がかからなくなっちゃった。何か部長たちクラスの検討会議になってしまって、市民の検討委員会と全然違ったところの議論になってしまったという経緯があります。

浜村さん

だいたい俯瞰的な最高規範性があるから自治基本条例を作ろうっていうのが、一般 論ですからね。

幸村さん

常識ですよね。

浜村さん

で、何で消したかっていうのがわかんない。

佐々木さん

最高規範性っていう言葉自体が違憲だっていうことを言った市議会議員もいらっしゃいましたし、市の職員の上の方もいらっしゃいましたし。そうなんですか、僕は 違憲だとは思わないんですが。

小磯さん

そこにまた戻っちゃう。

浜村さん

どうしても戻っちゃうんじゃないですかね。

佐々木さん

法律論とか憲法論議に戻ってしまう。

有竹さん

すいません、こんな時に多分言いづらいのかもしれないんですけど、市の職員の方って、別にそれのコメントって言いづらいですよね。

長島さん (市職員)

言いづらい。

有竹さん

多分ね。どうなんですか、わかんないから教えてって私が言っても、ちょっと言いづらいでしょ。でも何かせっかく今ここにいてくれるから、何かもうちょっと自己紹介以外の声もせっかくだから聞きたいと思います。

長島さん (市職員) 自治基本条例の内容は知ってますけれども、いろいろ苦労されてるっていうのは。 今回の、でもワークショップで回数が決まってて、これでほんとにできるのかなって いう不安は私はあって、私たちも最初から出てるわけじゃなくて、今日で5回目です よね。かなりまとまってるのかなと思うとまとまってもいないし、次回からこれで項 目も全部できてる段階でそこにはめろっていうのも、ちょっと無理があるのかなとい う認識はあります、非常に。

だから、市民と行政の溝が埋まるどころか掘って埋まってないっていうのが私の現

浜村さん

今までの経過をお聞きになってないですか。

長島さん

私なりには調べました。

(市職員)

状認識です。

浜村さん

はいはい、わかります。

長島さん (市職員) 佐々木さん

個別問題としては、意思疎通はできてると思うんだ。例えば環境に関しては、長島さんとは意思疎通はできてないかっていったら、十分にできてるつもりでいるし、長島さんもそう思ってくれてると思ってるけども、それをだから最終的にこういう市民参加条例とかっていう俎上にあげてくると、意思疎通のないもう血も涙も通ってないっていうか、もう何か知らないけどどこかからレプリカの人形を持ってきた、フィギュアの人形持ってきたのかなっていうようなお人形さんの条例にしか、このまちはできなくなっちゃうんですよね。

だからどんなに骨子案、自治基本条例の時に骨子案である程度その最終的な条例策定まで含めた形でっていうことで、条例的な文言で書いていこうっていうことで書いていったんですけれども、それですら、そこまでやったら今度は直すところがないからって言って、根本的に別の条例案持ってきちゃうっていうような、そういうことをやってるっていう。だから、どこまでこの市民参加条例が行政職員の方も含めて意見

の中で、一番行政も運用しやすい、市民も運用しやすいって、だから条例なわけじゃないですか。そういう条例にできるっていうその担保がないっていうか、それを感じるんですよ。

幸村さん

そうだね。担保だね。だからやっぱりその担保をとるためには、やっぱりこれはワークショップじゃなくて、ちゃんと市長が命じた公的な正式な機関じゃないとだめなんですよ。

佐々木さん

そうはいっても、ここで作れっていう話になってますからね。その辺の担保はどうするのかっていうのは。

浜村さん 幸村さん 佐々木さん 幸村さん 途中段階ではそういう提案もあったけれども、全然もう反応なかった。 そう。そうしたら、私も基本条例の誕生のいきさつは知ってますから。 そうですね、いろいろとご相談いたしました。

こういう問題で基本条例ができたから今こういう問題で苦しむということで、基本 条例とこの参加条例が抱き合わせになると市民は絶対に幸せになるっていうふうに 思うんですよ。条例がないこと考えたら。だからこれは絶対にやるべきだと。

それで1つの法的な問題は、今のいろいろ問題を抱えて難産だった基本条例は、出るところへ出たら、これは立派なまちの憲法ですというお墨付きは絶対もらえますよ。だから絶対にもらえるんだという前提で、市民はそれを具体的にその手順として決めるこの参加条例を決めるべきだと思いますよ。

それで、その決めるべき努力をして案を作って出したら、基本条例の二の舞ですというんだったら、それが心配だったら、私こういうこと初参加で言っていいかどうか困ったんです。この際Aグループの中で言いますけど、第 16 条の 4 項、市は市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。これを盾にして、市民条例案を作るんですよ、条例市民案を。それでこのままいったらまた二の舞で、行政条例案ができちゃうかもしれない。あなた方は加担しないでしょうけど。そうしたら市民に選ばせる、その機会を作らせる。どっちがいいと。

佐々木さん幸村さん

でも幸村さんね、これ悲しいかな法律用語で「努めなければならない」って そう、そこ。いや、いいんです、それはもう失敗したなと。

佐々木さん 幸村さん 要は、市民案作ったよ。それを使うか使わないかは市の勝手。そう。

佐々木さん

だから骨子案は努めなければならないって、ほとんどないはずです。

幸村さん

ないでしょ。

佐々木さん

反映させるとか。

幸村さん

そうそうそう。投資じゃなきゃだめなんですよ。

佐々木さん

この「努めなければならない」、だから玉虫色になるんですよ。

幸村さん

そうそうそう、そういうこと。あの議会基本条例もそうね。だけど、その方法しかないですよ。これは議事録に載っからなくていいけど。

浜村さん

さっき一番最初に言った件は、ちょっとだけご意見頂けませんか。

ファシリ

もう1回ちょっと説明して頂いていいですか。

テーター

(能率協会:白鳥)

浜村さん

パブリックコメントの結果は内容を広報紙に載せて、詳細はホームページと広報紙

を連動するということを秘書広報課では約束したんですよ。約束したと思います。これは私の勝手な解釈です。だけど、そういうことは各課に伝わっていますかということです。

村上さん

(事務局)

浜村さん

長島さん

(市職員)

浜村さん

長島さん

(市職員)

浜村さん

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

市民自治推進課としては、そこまではわかっていません。

環境政策課はどうですか。秘書広報課から入ってますか。

秘書広報課のほうから入ってないです。

わかりました、結構です。もう1度秘書広報課に確認してみます。

うちのほうはパブリックコメントは、皆さんに対しては本人にも出しますし、開示 もしてますけどね。

だから私が一番気になったのは、ホームページを見ろと、それも整理もされてない。 すいません。時間がもう過ぎてしまったので、今日はこのぐらいにしまして終わり にしたいと思います。次回、今日のところを含めてもう1回引き続き議論して頂いて、 各グループから次回に状況を報告頂ければと思いますので、よろしくお願い致しま す。

次回は基本的には条例の基本的に大事にされる考え方とかあり方とか、どういう条例があるべきかみたいなことを含めて、今日の議論の続きになると思いますけれども、そこから始める。

4-2. グループ討議 (B 班)

ファシリ

テーター

(能率協会:前原)

輿石さん

どうやって話し合いを皆さんで進めていくかという、このスケジュールというか、 進め方ですね。そこについてちょっと意見を出していただいて、グループなりのこう いうふうに進めていきたいというのを最後に共有できればと思います。

それはわかるけど、また次の時もこのグループになるの。それとも、またバラバラになっちゃうの。

和久さん

輿石さん

ファシリ

テーター

(能率協会:前原)

輿石さん

和久さん

前々回辺りから、一応基本的には固定されたんです。

ああ、そうですか。

入れ替わりや、当日入ってくる方とか、出る方いらっしゃるんですけど、基本的に は変わらず、このメンバーでいくということになっています。

わかりました。

基本的には僕はこれでいいんじゃないかと思っています。実はさっき皆さんに、職員の人たちにここに入ってもらったらっていう時に、ちょっと意見を言いたかったのだけど、どこかで言う機会か、あるいは何らかの形でそれを考慮してほしいなというのが1つあります。

進め方自身は、概ねこういう格好で進めていいんじゃないかというふうに思います。やりながら、途中で少し変更するというか、追加したり、そういうことは出てくるかもしれないんですけども、足りないところだとか、あるいはついでにちょっと論議を深めたほうがいいんじゃないかとかいうようなことがあるので、スケジュールも全体としてこなせるかどうか、やってみないとわからないというところがありますが、基本的にはこれに沿って進めるという形で討議を行っていったらどうかと僕自身は思います。

ファシリ

テーター

(能率協会:前原)

小川さん

(市職員)

ファシリ

テーター

(能率協会:前原)

青木(洋)さん

進め方に関して、何か他にご意見等ございますか。

グループ討議っていうのは、同じ内容をそれぞれのグループが話し合うという事でいいですか。その中で1回ごとにその総括をしていくというのでいいんですか。

そうですね、はい。

4/16 に予定されている議論の中身がずいぶん大きいと思ったことと、1 回でもし終わらなかったら、延長されていくのでしょうか?例えば、この予定どおりに議論が進まない可能性も十分ありますね。ほかのことで時間を使ってしまったので、これから本題にいよいよ入れるのかなという段階なんですが、それが3回なんかで終わらない可能性もありますからね。そうなった時に、一応当初8回の予定でしたから、延長したほうが良いとなった場合に、それは話し合いの中で、じゃあこういう形で延長して、こういうスケジュールにしていきましょうというような形にできるんですか。

ファシリ テーター どうですかね。例えば、この先ちょっと議論が足りないということで、何回かスケ ジュール的に回数を延ばしたいというふうに、グループで例えば合意ができた時に、 (能率協会:前原)

行政側のほうとしてはその辺りのご対応というのは可能かどうかというのはいかがですか。

高橋課長

今のところ、会場のほうは5月に2回押さえたところです。前回か前々回かわからないですけれども、お話ししたとおり、8回で終わらせるっていう考えではなくて、じっくりやっていきたいっていうお話をさせていただいているとこでございますので、4/30でワークショップは打ち切りですよというような話はないと認識いただきたいと思います。

そういった中で、今は青木さんのほうから、4/16 のところ、2 つに分けてもいいようなぐらい、すごいボリュームがあるよねっていうお話でした。その辺のところも、議論している中で、恐らく私もこれはちょっと盛り沢山だなとは思いますが、分ける必要が出てくるのかなと。今のところお示ししているのが 4/30 までという部分ですので、その中でのイメージとして、こういうふうなご提案をさせていただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

ファシリ テーター (能率協会:前原) 和久さん 議論が足りない部分は、延長とか、回数を分けるという形で進めることも可能だということで、ご理解いただければいうふうに思います。ほかに例えば、もっとこういうものを追加したほうがいいとかいうところで、何かご意見等あれば。

はい、いいですか。先ほど言いかけていたことで、高橋さんね、「市民参加推進のための基本方針」についての問題なんですね。第1回目の時に提起しましたように、これについての検証がどうしても必要であるということで今回出されたんですが、地方分権が進展し、自治基本条例の制定により全国的にも結構進められて、茅ヶ崎でも4月から施行されるという状況を踏まえると、これは非常にもう大きく陳腐化しているんですよね、内容自身が。そこの基本的な評価をまずは踏まえてほしいということを発言した記憶があります。

実際にこの検証についての行政の見解が今日出されて、見てみると、例えばその基本方針の基本は、ここから始まっていますよね。前書きもあるんだけど、具合的にはね。

市民参加は、今日もちょっと論議になりましたように、こういうところをもう1回 見直すことがないと、ちゃんとした検証、内部的な検証になってないんですよ。後追 いでもいいですから、それをやっぱりやってほしいというのが1つです。結局、これ から具体的な論議をしていく時に、みんな関連してくるんですよね。目的、定義、原 則、全部この辺も関わります。例えば、基本原則でこれ3つ掲げてますよね。こうい う定義が今日でもこのまま是正されなくていいのかどうか。今、僕は陳腐化している というイメージだったんですね。大きくやっぱり変わっている。変えなきゃいけない というふうに思うわけですよ。

なので、今日出されているこの検証の内容を見ましても、これらを踏まえた反省に なっていないというふうに、細かいところはちょっと言いきれませんが、全体として 思いますので、その辺をやはりもう1回やってほしいと。

具体的にいうと、この基本原則、基本姿勢、それから基本的な施策、ずっとあります よね。1つは、この内容に沿ってどうだったのかということが必要だろうというふう に思います。

それから、ここでいくつか指摘されている問題点があります。その問題点はなぜそうだったのかという原因ですね。それをやはり、それなりに総括すると、振り返ると

いうことが必要であるというふうに思います。

それから、先ほど「6.本市の問題点・課題」の枠囲いの内容で論議があったんですが、高橋さんの説明を聞くと、例えば(5)のところは、市民も行政もという言い方になっている。だとしたら、そういう文章に、これしないといけないんですね。僕はこの趣旨は行政側の基本指針についての検証なので、主語は全体として行政だなと思ってみてたんです。特記して「市民が」というところがあれば、それは市民が主語だというふうに読めるんだけど、そういう主語が曖昧になっている。書かれていないものは、行政が主語だというふうに理解していたら、そうじゃない。(5) は行政と市民っていう話が出てきたので、やはりその文章を作る時に、基本的な主語をどんな場合でも明確にするということが重要なので、そういう立場に立ってもう1回この全体の文章を見直してほしいという要望です。以上です。

ファシリ テーター (能率協会:前原) 方針に関わるところの基本原則であるとか、姿勢とかの見直し、検証が必要であるということと、あとは主語を明確にするというご意見をいただきました。その他、関連しても結構ですし、別のご意見でも結構ですので、もしあれば、ご意見を言っていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

青木(洋)さん

すいません、この盛り込む項目(案)の内容に関して、多分条例を作った時に想定した項目の順番に必要な項目が挙げられているかと思うんですけれども、ワークショップの場合は、まずその課題から入っていって、そこで皆さんいろんなご意見が出ますよね。例えば、それは今日いただいた検証の内容ともかぶってくることもあると思うんですが、そういった意見がいろいろ出てきて、ある程度集約っていうか、方向が出た中で、じゃあ目的は何かとか、定義は何だとか、市長の責務とか何だとかというところに導かれていくのが、本来の会議の進め方かなと思うんですね。いきなり大項目に市長の責務とか定義とかを検討しても、知っている方も知らない方もいろんな方がいらっしゃる中で、いきなりこの堅いテーマを出されても、ちょっとワークショップとしてやりにくいんじゃないかなと思うんですが。

例えばグループによっては、この項目を並べ替えて、自分たちのグループの中でやりやすいような形で、話し合いを進めていく中で、ある程度の方向を決められたらと思うので。一斉にそれをやれるかどうかはまた別として、グループごとにやり方を変えてもいいんじゃないかというふうに思うので、提案させていただきます。

ファシリ テーター (能率協会:前原) いきなりこのような大項目与えられてもやりにくいのではないか、まずは課題を把握しなければというご意見がありました。確かにグループで足踏みそろえて一通り一緒にやるという場合、グループによって進め方、考え方変わってきますので、その辺りはグループで柔軟に進め方を変えてもいいのかなというふうに思っておりますけれども、その辺りいかがですか。

山下さん

今までもう5回やってるんだよね、いろいろ。だから、ある程度1つの基本的な項目を皆で一緒に考えていかないといけないでしょ。また同じようにずうっと結論が出るまで。

青木(洋)さん

全てのグループが同じ方向で進めるにしても、この議論の中身が、いきなり定義だとか基本原則っていうところにいくと、ワークショップでうまく話し合えるかどうか。条例そのものが難しいですし。なので、それに慣れている方はこんなもんだなっていうところで話し合えたとしても、初めてこの条例策定に関わる方がいたとしたら、やっぱり原則とか定義だとか目的ってそれぞれ意味合いがまったく違ってきます

から、それはやっぱりその課題を検証する中で、それを認識しながら作り上げていくっていうのが、条例を作る時の普通の進め方かなっていうふうに思うんですが。 いかがでしょうか。

ファシリ テーター (能率協会:前原) 津城さん

そうですね。自分も基本的項目の中の目的とか定義とか、最初にパンと出されても、 知識不足といいますか、経験不足もありますので、どうしても背景等を知っておかな ければ話し合えないのかなというのはおっしゃるとおりだと思います。

青木(洋)さん

今、和久さんのほうから出された市民参加の条例づくりの検証の課題については、 市民側からも、もっと多様な意見もあるんだと思うんですね。ここでは、例えば否定 的な論調が多い、できていないとか、出てないとかね。でも、例えばできているもの も庁内の中にはあるかもしれない。それが例えば、市民との協働でできていく可能性 もあるわけです。そういうこともあるわけですから、それはそれで評価できると思う んですね。

全体的にこれは何かできてないとか駄目とか、そういう論調なんですが、全体的に そうだったとしても、やっぱりできている部分もある。じゃあ、なぜそこができてい るのかということも、私たちはやっぱり知る必要がある。なぜできているのか。それ を反映していくっていうところも、1つの方法なのかなと思います。

新しい取り組みだとか、そういうことの検証もなされているのですが、例えば、市民 討議会に関しても、それがどこまで理解されているのか、理解していないのか、わか りませんが、それを評価するという部分もあるけど、それはそれこそたまたま文教大 学の学生、大学の先生たち、市民が一緒になって交流会を持つことが現実にあったん ですね。その中でどういうテーマだったとかね。それが茅ヶ崎市に当てはめた時に、 価値観が違う中で、当時と同じような方式でいいのかどうか。そういった意見とかを 鑑みると、その手法がいけないというのではなくて、どのような検証を行った結果、 これから成長していくことが期待されるという結論に至ったのか、行政側からもっと 具体的なお話が聞きたいし、私たちもこうしたいという意見を言いたいと思うんで す。

こういったことをこのワークショップの中で話し合うことで、じゃあ市民参加というのはどうするべきだ、これからはどうだ、将来的にはどうしていくっていうことが話し合えるんじゃないかなと思います。なので、これも含めて何か具体的なところから入り込んでいったほうが、皆さんの意見が出しやすいんじゃないかなというふうに思います。

ファシリ テーター ほかの行政の方も入っていただいていますので、その辺りのところをご意見、感想でも結構ですので、ちょっとお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

(能率協会:前原) 小川さん (市職員)

僕も今の意見に賛成ですね。やっぱり最初から全体的なことよりも、個別の小さなことから話し合っていったほうが、全体を把握した上で話し合いができていくのかなと思います。

関山さん (市職員)

同じ意見ですね。最初に目的や意義といってもちょっと面食らう部分があろうかと 思います。ただ、左側の盛り込む項目案にこれだけありますけれども、これをすべて 最終的にはやっていかないといけないものだと思うんですよ。そうした場合に、取り 組みやすいところから入っていった時に、その議論された内容がどこに派生していくのか。その辺をちゃんと頭に入れてやっていかないと、時間がいくらあっても足りないで終わらないのかなとは思います。

ファシリ テーター (能率協会:前原) 結構、課題なり背景なりを、まずは皆さんが議論するなり意見交換する中で、きちんと情報を同じレベルで皆さんが共有しておくというところが前提として大事かなっていうところが、だいたい皆さん同じようなご意見かなというふうに思いました。あともう1点は、ここに示されておりますように、確かに項目はたくさんありまして、話し合う内容もかなり濃くなっていくことが考えられるので、延長とか分割して話し合いの時間を多くもつということを前提として、できるだけ円滑に効率よく話し合えるように、今どこの部分を話し合っているのかとか、ここについて結論を出すとか、皆さんで各自がその都度、目的を決めて話し合うというようなところが大事というご意見も今いただきました。だいたい全体的な話し合いの流れとしては、概ねこれで今説明したようなものを踏まえてやっていくというところが、今のところの大きな流れ

和久さん

市民参加っていうのは非常に幅が広いと思いますね。市民でも、どの場面に参加しているかとか、興味があるかということによっても、関わり方が様々じゃないかというのがあります。職員の方も同じような意味でどの部署にいるかとか、どういうテーマで携わったかとか、そういうことによっても様々かなと思うんですね。

かなというふうに思います。ほかに何か進め方、話を進めていく上で確認しておきたいこととか、あとはこの辺は留意しておくべきだというところ、ご意見あれば、もう

少しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

パブリックコメント1つとってみても、パブリックコメントなんかテーマによって 出てくる意見だとか、処理の仕方だとかで、同じ部署にいても多分いろいろ異なって くると思います。

ということで、最初は市民参加に対するイメージを少し共有したらどうかなと。自分はこういうふうに携わってきて、どういう問題点があったとかね。そうすると違う場面をそれぞれイメージするということができるかなというふうに思うんですよ。

その時に携わったというだけじゃなくて、こういう点はよかったけど、こういう点はまずかったと、こういうふうにすべきじゃないかといった意見も、多分含まれてくるような気がするんです、どうしてもね。それは項目としてまとめてしまえば、これらの項目のどこかに当てはまるものがきっとあるんじゃないかっていう気がするんですよ。その辺の作業は、全体の論議を効率よく進める上で、できたら事務局とファシリテーターのほうで作業していただいて、前回の議論をまとめるとこういうふうに当てはまりますというようなことで返していただけると、我々はあまり項目に縛られずに、少し討議を柔軟にやることができるかなと、そんな気がしているのですが。

輿石さん

私もそれに賛成なんですよ。というのは、あまり定義とか目的にこだわっちゃうと、中身が見えてこないんですよね。そっちのほうへ頭がいっちゃって。やっぱり市民がどういうことを考えていて、どういう風な方向へ進めていきたいのかというのが見えないので、和久さんが言われるようにやったほうがいいんじゃないかと。

ファシリ テーター 基本的な大枠は決まっているので、進め方としましては、では青木さんのほうから おっしゃられたような、市民参加に対するイメージというところで、皆さんそれぞれ の考え方、これまでの取り組みの経緯など、恐らく様々だと思いますので、その辺り のところの共有からちょっとやっていくような感じで進めていこうかなというふう

アーター (能率協会:前原) に、ちょっと、このグループでは考えているところですね。

それで事務局のほうで、それがどこに当たるのかというところをちょっと整理させていただいて、毎回ワークショップの話し合いの最初に、これでいいかという確認をさせていただいて、議論に入っていく、そういうプロセスで進めさせていただければと思っています。

ほかにいかがでしょう。ちなみに市民参加の、すいません。ちょっと個人的な部分 もあるんですが、市民参加に関しての関わりというのはこれまであったんでしょう か。行政の今日ご参加いただいたお2人。

小川さん (市職員) 関山さん

(市職員)

そうですね。

私は文化生涯学習課の関山といいます。今、文化生涯学習プランというものを 24 年度からの実施に向けて 23 年度中に策定することになっているんですね。それで、ゆくゆくはこういうパブリックコメントを含めて、皆さんの、市民への合意の下に、プランを策定していこうっていう考え方でおります。これは市の考え方に則ったものでありますけれども、この間、市民フォーラムをやらせていただいたんですね。このプランを作成するにあたっての皆さんのご意見をうかがいたいということで。

ただ、今はまだ初期の段階なので、ここで討論するという形にはどうしてもいかないかなという部分がこちらのほうにありまして、市内の高校、大学の学生さんのグループにですね、発表の場を設けさせていただいたというのと、あと、文化生涯学習プラン推進委員会、こちらの審議会の方に基調講演をしていただくということをやりました。

市民参加っていう部分なんですけれども、普段では、検討の合間合間に市民の意見を取り入れていく考え方とかあるんですが、具体的にやっていく方法については、なかなか難しいかなっていうのが印象としてあります。今後もそのやり方も保存しながら、ワークショップに頑張って参加させていただきながら、勉強させていただきたいと思っています。

市民の皆さんにとっても難しいことかもしれないんですが、行政側としても難しさを感じているところです。今後は、市民の皆さんの学びも必要になってきていますし、行政職員の歩み寄りも必要なのかなと思います。行政と市民がそれぞれ歩み寄って、意見を出して条例を策定するだけではなく、行政の実際の運営に行政と市民が協働で関わるところができるようになればいいと思います。

小川さん (市職員)

消防総務課の小川です。よろしくお願いします。今、消防のほうにいるんですけども、もともとは事務職ですので、福祉のほうだったり、税金のほうだったりとか、いろんな課にいました。その関係で下水道にいた頃には、下水道に関するワークショップに事務局側として参加したりとか、あと市民協働事業として、障害福祉課の時には、市民貢献の事業に携わっていたという経験もあります。そういった経験を生かしながら、少しでも携われればなと思っています。よろしくお願いします。

ファシリ テーター (能率協会:前原) お互いの考えが見えない状況にあることから、互いの議論がかみ合わなかったり、 変な方向にいっちゃったりするのかなと、今までの議論聞いていてそのような印象を 持ちました。

今回いろんな方からいただいたように、やっぱり最初に皆さんがこれまでどんなふうに関わってきて、市民参加に対してどういうふうに考えているのかとかいう辺りの

イメージを、行政の方も入っていただいて共有するという作業は大変重要なのかなというふうに、聞いていて感じているところなので、その辺りを踏まえて、今後有意義に話し合いができればというふうに思っています。

山下さん

最初に、市民参加条例に盛り込む項目と今後の検討予定(案)をいただいて、やっぱりこうして話し合っていかないといけないなと、だから、これで少しずつ市民参加条例というものはいろいろ進んでいくんじゃないかと思ったので、私はあまり発言をしなかったわけです。だから、高橋さんの術中にはまったかも分からないけど、大体こういう形で進んでいって、そしてまとめていかないといけないなと。

ただし、目的に関しては、実際の現在の市民参加の状態から考えて、やっぱりこれからは目的をこうしないといかんとか、定義はこうしないといけないとか、そういうことをきっちりこの会議で決めていければいいんじゃないかと思います。

和久さん津城さん

津城さんなんかどうですか。市民参加っていうと、どのようなイメージですか。

そうですね。自分は先ほど出た市民討議会っていうものに、大学院に所属しておりました時に関わらせていただいたんですけれど、サイレントマジョリティという問題があって、それを解決といいますか、少しでも話し合い、もしくは目線を市政に向けてもらうためにそういう市民討議会という手法があると。でも、市民討議会や市民参加というものが確実に絶対的なものではなくて、一部的なもので、この条例もそうなんですけど、市政に関わる参加の一部として担っていければいいんじゃないかなというのは自分自身思っています。ほかにもたくさん関わり方はあると思うので、関わり方が一部として、そういうことを担える条例ができるっていうのはいいんじゃないかなと思って、こういうワークショップ等に参加させていただいています。

和久さん

質問なんですけど、いいですか。津城さんから紹介があった市民討議会ですが、市 民討議会という具体的なことを書くことではないとは思うんですけども、そういう市 民参加の一手法としては論議になるというような位置づけですよね。

高橋課長

だと思いますね。この中でもし入れるとすれば、市民参加の方法というような、真ん中の枠の中にありますよね。その中での議論になるのかなとは思います。

和久さん

もう1つ、ちょっと発言したんですが、市民参加っていう時、制度的なものね。条例で決めれば制度的なものになる。だけど、必ずしも制度的でない市民の方の意見をどう吸い上げていくか。広報公聴活動という分野になるのかどうかは分からないんですが、やはり基本的に、日常的にその市政が市民の意見に基づいて、それを反映させながら運営されるという観点からいうと、そういう非制度的な市民参加、そういうことについても問題意識を持っている必要があるんじゃないかなんて気がするんですが、その辺は行政としてはどうなんでしょう。

高橋課長

書き方が難しいですね。そういった中で、今のいわゆる市長への責任だとかいう中で、個別の方からのご提案はいただいたものはないと思うんです。ただ、制度として具体的に押さえていけば、それも1つクリアされちゃう部分もあるんでしょうけども、じゃあ、その辺のところの個人の意見、それがじゃあどう位置づけていくべきものなのかっていうのは、かなり議論が必要な部分があろうかと思うんです。お1人の方の意見がすべてとはいかない部分もあるでしょうから、そういった中で庁内では一定の関係課で議論したものでもって、最終的な回答は動いていただいた方にお返ししてるところはあるんですよね。

和久さん

あえていえば、ここの2番目の箱の市民政策提案制度。そうすると、例えば大和市

ですと、10 人集まればそれは正規の文書で政策提案を正規に行うということができるんですよね、10 人で。今5 人っていうところもあったな、どこか。それで善処してもらって、それを届けると。そうすると、1 人じゃどうかっていう今の話。1 人の意見であっても、やっぱりこれは反映させるべきだということもあるから、これも閉ざしてはいけないって思いますよね。しかし、地域の問題であれば、1 人はどうかなと思うんだけど、例えば5 人だ10 人だっていうことで賛同が得られれば、それはやっぱり行政としてはそれなりの重みを持って受け止めなきゃいけない。そうすると、日常的に提起するそういう問題を、一応制度としてとらえるということは可能だわね。この辺の問題があるかなっていう気はしているんですがね。

輿石さん

うまく工夫できるといいですね。1人の意見は本当に思いがあって、どこへ行って 言えばいいのかっていう、市民の思いがあると思うんですがね。1人がいいかどうか は別として、そういうものが吸い上げられるような組織っていうか、機構をきちんと した中で分かるように反映させなきゃいけないんじゃないかと思いますね。

高橋課長

一応、先ほどもちょっとお話ししたとおり、お1人の方からのご提案というような形で、通常市長への手紙とかっていうふうな手法になって、ご意見いただけるような中で、仕組みはもうあるんですね。ただ、それを利用されてご提案いただく方っていうのはやっぱり限られていて、そんな制度があったのかっていう方のほうがまだまだ多いっていうのは事実ですので、今回のこの市民参加条例もいろんな仕組みを検討していく中で、いろんな手法をちりばめた中で周知していって、いろんな方がいろんな形で行政運営に関われるような形、仕組みを作っていく。きちんと整理して、こんなのもありますよと周知していくことは最低限必要かなと思いますね。この辺のいろんな仕組みについて議論していただければ。

山下さん

15年ほど前は、茅ヶ崎市は、市民をして知らすべからずというのが、ずっと通っていたんです、はっきり言ったら。それが最近はそうでなくなって、非常に私なんか、1人の意見はやっぱり 2~3年するけれど、どんどん取り上げられているから、市役所としての茅ヶ崎市としては、非常に進んできたなとは思っているんですけれど。非常にこういう市民参加ができるように、やっぱり皆さんがおっしゃっているようにやらないと、そう思いますよ。

青木(洋)さん

進んできたというのは私も実感としてあるんですけど、やっぱり市民も行政も両方が歩み寄っていった歴史だと思うんですよね。市民も参加しながら、試行錯誤しながら、やっぱり努力している市民が増えてきていると思うんですよね。それまでは、まったく受け付けてもらえなかったもの、話し合いにもならなかったものが、同じテーブルで話し合うことができるようになった。これは 15 年前か、十数年前には考えられないことで、例えば市民がこういう問題について行政の方に情報公開として説明していただきたいなんていうのはとっても敷居が高くて、そんなことお願いもできない。やっていたところもあるらしいんですが、ほんの一部で、ほとんどはもうそれすらかなわないっていう状況だったので、それを思えば今ここはもう、その時代から見れば、かなり素晴らしい市民参加ができている状態に見えますね。

ですが、やっぱりそうは言っても、進歩はしてるんだけど、やっぱりここへ来ると、 やはりもっともっと本来市民っていうのはこうあるべきだっていうような、市民も自 覚する、学ぶ、学習するし、行政の方もやっぱり、常に同じ方じゃなくて変わります よね。職員の方もいろんな方がいらっしゃって、理解のある職員の方だと、非常にす んなりいろんなことが進むんです。ところがちょっと頑なであったり、市民に対する 反発というか、それは今でもあるかもしれませんが、そのような状況だとなかなか前 に進みにくい。でもそうこうしながら、やっぱり今のこういう形になったというのは、 双方の努力があってこうなったのかなと思うんですね。

いろんな条例も試していて、その運用っていうのも大変だと思うんですが、でもやっぱり条例ができたために、それを遵守しようというのが行政の役割だったり、市民もやっぱりこの条例があるからっていう、それが拠り所となってると思うんです。

その条例だって今思えば課題も結構あるんですが、でもやっぱり現状が非常に進ん できているということでもあるんだと思うんです。それで結構職員の方が動いてこら れているというのは、とてもいいことだなと思います。市民活動推進条例というの は十何年に作られているようですが、その時も職員の方は入ってこられたんですが、 市民が来られないんですね。今日土曜日だから可能ですが、ウィークデーだと仕事が あるので出られないんですね。だから、職員の方と市民もそうですが、仕事してる人 間がウィークデーに来れるというのはなかなかできないんで、みんなが出てこれる時 間帯の中でやっていくっていう方法にしないと、なかなか難しいのかなと。その推進 条例も最終的には職員の方もほとんど出てこれなくなってしまいました。なので、そ ういう進め方もすごく重要なのかなというように思いますし、ただ、そういうところ に出てこられた職員の方っていうのはすごく意欲的な方が多かったせいか、たまに来 られる方でもバンバン発言されたんですね。それで、私たち市民が知らないことも、 庁内でこういうことを考えているとか、こんな状況なんだということをつぶさに教え ていただいたんです。例えば協働っていう言葉ありますね。『協働なんて今庁内の方 意味もわかんないよ。そんなこと今、条例に出したって職員がついていけないから』 っていうような、そんな話もおっしゃるんですけど、まさに現状は多分そうだったん だろうと思うんですね。でもここ数年はちょっと変わってきていると思うんですが、 やっぱりそういった生の情報を知ることは大事かなと。私たち市民も当然行政の方は 分かっていると思ってるということもあるんですが、やっぱり分かってらっしゃる行 政とそうじゃない行政がいて、違いがでてくるんですよね。だから、そういうことも いろいろ相互に認識して理解し合う中で、いろんなものが共有できればと思います。 だから、行政のお2人の発言はすごくありがたいなと思います。

ファシリ テーター (能率協会:前原) 一応、今日ご発言いただいた内容は録ってます。結構、他のテーブルの声が大きかったので、うまく録れているかどうかちょっと不安ですが、一応これで議事録を起こしたいと思います。また次回ご確認して頂くということで、今日はどうもありがとうございました。

ファシリ テーター (能率協会:岸田) お手元の資料で、事務局案として、市民参加条例に盛り込んでいく内容、検討予定案という資料を出させていただきました。基本的項目として、目的から市民の責務まで、それから市民参加の方法・仕組みということが中ほどのボックス、それからあと市民参加の推進の仕組みや体制、あと条例の見直しをどうしていくかということ、それから最後は全体意見の調整ということで、今後5月以降、どういうふうな進め方でやっていくかということでございます。

右側の方に、各回でこんなふうに検討していけばどうかということを、4月2日から4月30日まで。とりあえず4月30日までで区切っていますけれども、これ以降、議論を必要に応じてやっていくということは認識をしております。

こういった事務局案を示させていただきましたけど、まず進め方について議論していただければと思います。こういったテーマでやっていっていいのかどうかというところも含めまして。今日、録音を録ってますので、自由に意見いただいて、それをあとで起こします。

中村さん

これをやっていくことになりますが、その前に問題というか、市民参加の現状がどうなっていてということを、まずもう少し聞きたいっていうかね。行政がどこまで、どういうことまでやっているのかっていうことは知りたいですね。

青木(有)さん

青木ですけれども、さっき私が発言した自治基本条例についての総括みたいなもので、市民の考え方と行政の考え方が違っていて、若干新しい見解が出されていると思うんですけれども、そういう問題とか、新しいコミュニティ制度を検討して提案したプロセスと、それをどういうふうに見ているのかとか、そういうものをわれわれとしてはすごく重く受け止めている部分なんですよね。それも1つの総括の部分だと思うので。いきさつを教えて欲しい。また、自治基本条例の時の反省点を。

それからもう1つ、これ全体のスケジュールで、今日やっと具体的な検討のスケジュールとか内容を考えようっていうことなんですが、当初8回で考えていたものをこれからやっていく。今までは前提条件を整えたみたいな感じがあるんですね。その辺の基本的なスケジュールの考え方をどういうふうに見るかということを、ちょっと確認しながら進めた方がいいだろうと思うんですがね。

村中さん

4月2日にやるって言っている基本的事項、項目というのは、私は最終的なものかなっていうふうに思っているんですね。いろんな現状の分析や検証をしたところで、じゃあどういう方法がいいかとかっていうふうなことを話し合って、どういうことができるのかっていったところで、最終的なまとめをしていった方がいいというふうに思っているので、できたら具体的な問題に関しての話し合いをきちっと筋道を立てて最初にやっていただきたいなというふうに思っています。

この基本方針をもとにって最初に言われたわけですから、この中で検証しなければいけないことというのはいっぱいあるのと、それからここに載っていないのに現実に市民参加の方法としていろいろとられている方法もあって、そこのところのやり方っていうのは、多分次のステップに行く時に重要になることです。行政が投げかける方法っていうのは多分この方針に書いてあるんですけど、そういうアンケートとかシンポジウムだとか、市民側のおこなう市民参加の考え方みたいなものと、それから1つずつ出ているパブリックコメントとか、そういうものに関してもどういう問題点があ

って、課題があって、それをどうやって進めていったら次のステップはいいかってい うのは、それは多分、情報提供のことと一緒について回るんだと思うんですけど、そ ういうふうなやり方をして、全体として意見が出たところで、じゃあこういうふうな 目的でこういうふうにきちっと基本原則を、じゃあこことここは重要だから基本原則 にしていこうっていうようなやり方をやっていった方がまとめられやすいし、次に来 た人もやりやすいかなっていうふうに思います。

最初から目的とか基本原則とかっていうのが出てくるっていうふうに決めてしま うっていうのはおかしいと思います。

重田さん (市職員)

ファシリ

重田です。今、この書かれている基本的項目っていうのは、あくまでも条例策定の 時に入れたらいいんじゃないかっていう項目で、中身まで考えていっちゃうんですか ね。

テーター (能率協会:岸田) それは、また相談しなきゃいけないんですけれども。

重田さん (市職員)

そうですよね。おそらくこの基本的項目は、各市ですとか、他のところでつくられている市民参加条例をもとにこの項目をわけられたと思うんですけれども、やっぱりそれぞれの市によって当然目指すべきこと、茅ヶ崎ではどういうことをするんだっていう部分がまた違ってくると思うんですよ。だからあくまでもこれ1つの例としてこういう形で提示されるのはいいのかもしれないんですけれども、どういうところを目指していくのかっていうところを考えた中で、当然これだけでは入りきらない部分っていうのも当然出てくるかもしれないですし、いろいろ項目にしても、検討するのにやっぱりかなり時間がかかるんじゃないかなとは思うんですね。

先ほど青木さん言われたように、自治基本条例の問題、あと今行っている新たなコミュニティ制度の問題ですとか、あれなんかもまさに市民参加っていう部分とも絡み合う部分が出てくると思うんですよ。そこら辺との調整とか、大きくもっと絡み合ってくる部分っていうのが、きっと検討していくと出るんじゃないかなと思うんで、ちょっとスケジュール的にもきついんじゃないかなっていう部分があります。

石塚さん

いいですか、今の話の中で、1つは自治基本条例がそれこそ1年たったわけじゃないですか。その前にコミュニティなんかも先に走っちゃってるわけじゃないですか、内容自体ね。それから、今までその部分を自治基本条例できちっとしましょうというふうにつくったにもかかわらず、今持っている資料っていうのは、全部古い流れできたものを今やってるんで、今回のこの市民参加の部分は、さっき言ったように現状の課題なによ、というのが1つ。課題なによという前に、なにがしたいのよがあるじゃないですか。それでそれに対する課題はなに、それで市民がやることと行政がやることをどうなのっていう形でいかないといけないよと。

その時に、最後に今、村中さんが言ったように、最後の部分で一番上の部分は決まってくるんだと思うんですよ。今までの部分は、何かあると先にこういうことをやりますって決めておいて、時間だけ決めちゃって、何か言っても、もうスケジュールあるから全然聞けませんっていう話になっちゃっている部分がいっぱいあったの。だからそうじゃないよと。今回の市民参加の部分は、具体的になにをするための市民参加ですかっていったら、市民が行政に参加する、それから行政のいろんな部分に対して市民が理解して、協働していくよっていうことを両方で、双方でやるための条例をつ

くりましょうというのが基本の部分だから。そのために何をするかっていう時に、今、村中さんが言ったように、課題となにをするのっていうことをやった時に、もし自分たちが参加したらなにを担保してくれるのっていうのを明確にしていかないと、項目だけを選んできて文章だけつくって、できたっていうと、魂入らなくなっちゃったの今までいっぱいあるんですよ。だからそうじゃないということを先に理解をして、論議するなら十分みんな論議しますという話を、今まで4回の中で毎回、言ってるんだよ、われわれはね。はっきり言って、それをず一っと同じこと言ってる。質問に対する回答を今回もらったけれども、質問の意図はそこにあるんですよっていうことしかないんですよ。それ以外に何も言ってないんですよね。

村中さん

すいません。あとどうしても気になるんですけど、この基本的項目っていうのは、 あとで決めればいいことなんだけど、ここに書かれている市民の責務って書かれるの はおかしいです。一番最初に益永さんが発言したと思うんだけど、それ市民の権利で すよ、市民参加。これ、もうほんとに行政がやってくると責務になっちゃうんだけど、 権利です。

中村さん

できれば、市民の方も今の自治基本条例ができたでしょ。それがほんとに機能しているかどうかというか、われわれの期待しているのと、どれだけそのとおりにいっているのかとか、評価ね。それは市民側、われわれもやるけれど、行政がこういうふうに考えていた市民条例が、ほんとに行政の思っているように機能しているのかどうかって、行政も評価してもらいたいですね。そこでだいたい考え方、もうわかりますから。

石塚さん

考え方が仮にわかったとしても、今途中であって、それをきちっと変えていくための担保をするのがこの参加条例ですよっていうふうにね。今あるものを良くするためにね。それをきちっと双方が担保するという部分で、それが市民の権利だよと。権利っていうことは行政に強く言った時行政はきちっと答えなさいという姿勢をつくるのが、この参加条例だよね。

だから、その意味で先ほど冒頭言ったのは、今日午後あるセミナーの時に1年間アクションプランの話と実行の部分を市がいったん評価しますと、進捗状況と判断、その資料が配られる予定だったんですよ。だから、それだったらそれをもらえば、ある部分内容が少しはわかるんじゃないのっていう意味があったんで、先ほど冒頭に話ししたの。今回の趣旨は、今言ったように順番変えていってもらったほうがいいかなと思います。

青木(有)さん 重田さん (市職員) 今の権利と責務の問題は、市っていうか、準備した方としての見解はあるんですか。 おそらくなんですけれども、だいたい他市の条例とかっていうのも必ずこの書き方 なんですよ、権利っていう言葉が出てこないわけですね。だからそのところをどうい うふうにしていくか。

益永さん

それで、私はもともと戻れば、自治基本条例の4条に、自治は主権者である市民の意思と責任に基づいて推進するって書いてある。だから、市民の意思をどうとらえてくださるかなんですよ。私たちは市民の意思がちゃんと発揮できるような形で市の方に、市民がちゃんと権利が守られる手続きをちゃんとつくりなさいという命令する条例なんですよ。どちらかといえば、今までは市民側にこれこれをやりなさいとか、できますというような形だったけど、市民参加条例はそうじゃないはずですよ。それは自治基本条例に基づいて、主権者である市民の意思ってそこにあるんだから、やっぱ

り権利という言葉はすごい重要だと私は思います。

重田さん (市職員)

どちらを入れるかって、それはまたこれからの話になってくると思うんですよ。

石塚さん

姿勢として権利ということにしておいた方がいいよと。それを責務にすると話が変わっちゃうじゃない。

重田さん (市職員)

そうですね。当然それをやらなきゃいけないよって。

石塚さん

だからまず権利があって、権利に基づいて責務がはらんでくると思います。権利がないのに責務だけをつける部分は得意の部分だから、それはやめようと。だから、姿勢を正して、そういうふうに一応名前だけは完全に権利にしたいと。市民の権利にしたいと。

岩佐さん (市職員) 4月16日ということで提示いただいております。ボリュームはちょっと大きすぎる。 あと多分、審議会、市民ワークショップ、パブリックコメントっていう、これをそれ ぞれ分担で討議というイメージだと思うんですが。例えば、この1つ1つのこの項目 をグループ討議するというようなイメージなんでしょうかね。例えばワークショップ のあり方ですとか、審議会等のあり方ですとか、そういうものを各グループで。

ファシリテーター

アシリそうですね。

(能率協会:岸田) 岩佐さん

(市職員)

そうですよね。そうしたものをおそらくそれで終わっちゃうんじゃなくて、もう 1 回全体討議にかけないと、コンセンサスが得られないと思うんで、ちょっとここは時間相当かかるんじゃないかなっていう気はします。

村中さん

こういうふうに分けてしまって各グループでやるとすると、審議会に入ったことがある人とない人、全然ない人たちが集まって審議会の話をしても全然わからないじゃないと思うし、だからできれば、各グループでやってもらって全体で話すほうがよっぽどいいんだけど、時間がないっていうんだったら、別々だったらやっぱり審議会に入ったことがあるとか、問題点の課題を持っているとかっていうふうに、自分のほうからどこのグループに入りたいかみたいなことを考えてやらないと、できないというふうに思いますけど。

ファシリ テーター

あるいは現状のA・B・Cのメンバーで固定化してやっていくのであれば、グループでどのテーマ選ぶかっていうのをある程度フリーにしながら。

(能率協会:岸田) 村中さん

固定してないよ、もうそもそもが、そんなに。だって入れ替わり立ち替わりになっちゃって。

青木(有)さん

でも、前回から固定っていう形で基本はやっているわけでしょう。

石井さん (事務局) 基本的にはそうです。

青木(有)さん

それで、いいですか、1つ。この審議会等の等は何なのかね。

村中さん

協議会とか委員会とか、それを言ってらっしゃる。準じてるっていうふうにちゃん と説明されてます。

青木(有)さん

そうですか。そこの辺のところははっきりさせておいて欲しいなと。

自治基本条例の策定のプロセスでの市民検討委員会っていうのは、じゃあどういう

分類になりますかと。これは市民ワークショップということですか。

村中さん 青木(有)さん

審議会等に入ってますよ。

だから、そういう等っていうことの中で、もうちょっとはっきり分けていった方がいいかなっていうふうに思うんで、あんまり限定的にやらないでっていう。全体を議論するというようなことと併せてね。今までの説明でワークショップとパブリックコメントっていうのは、行政の2つの主な手法っていうふうに言われてるから。

それは、行政側が市民に与えるみたいな部分なんで、われわれから言うともっと別の市民参加の方法と、それのプロセスを決めるっていうことの大事さがあるんでね。 だから、それはもう等のほうに入るんだろうなと思いながら、だとするともう少しそれを具体的な形で明示しながら考えていった方がいいなというふうに思います。

中村さん

あと、ここのパブリックコメント手続きって書いてあるけれど、むしろ手続きより パブリックコメントの取り扱いの方が大切。絶対に、これそうよ、ワークショップの 取り扱い。

ファシリテーター

手続きの中には呼び方と、あといただいた意見をどう計画の中に反映されているか、そこまで含めて。

(能率協会:岸田)

益永さん

ということは、誰が入れるかっていったことも含まれている。今は市がやってます よね。いくらたくさんの人が意見言っても、市がいらんと思ったら入れないじゃない ですか。そこ、概念がすごい大事ですよね。

村中さん

そうそうそう。採用しないほうが多いから。

採用率を書けって言ったのは、採用してそれが有意義に活かされているかどうかっていうところで、採用されてないことの方が多いわけだから、みんなパブリックコメントに出さなくなるっていう気持ちはすごくよくわかるわけで、そういうところはきちんとはっきり資料として出した方がいいと思います。

石塚さん

だからその手続きっていう言葉がそういう意味と、これが最後に残っちゃうわけですよ。そうすると手続きだけであって、何があったかよくわかんなくなっちゃうんですよ。

村中さん

だから私たちも入って、パブリックコメントに来た意見をちゃんとこの施策に入れなさいっていうことが言えるような市民参加をするとか、そういうところまで。

益永さん

そうそう、そこですよ、そこが大事ですよ。

ファシリ

特にこの市民参加条例のパブリックコメントを実施した時は、意見を採り入れるか を市民参加で判断することも大切かもしれませんね。

(能率協会:岸田)

取り扱いだけでいいんじゃない。これが肝心なんだよね。誰がどうするか、権利を さ。そこのところを書いてくれると。

ファシリ テーター

石塚さん

(能率協会:岸田)

振り返りますと、まずテーマは別としまして、市民参加の方法と仕組みっていう現状でここに書かれております。ここのところを個別に、例えば審議会とか市民ワークショップとかパブリックコメントとかについて、個別の事例について現状と課題であるとか、行政の役割とか市民の役割とか、やることをこのグループ討議の中で話し合っていくと。その中には、自治基本条例あるいはコミュニティ制度の反省点とか、今までの経緯みたいなところも踏まえながら話していく。

それから、最後に基本的項目の上のところを全体としてやっていくというふうな今

ご意見をいただいたのと、あとグループ討議を実施したら、必ず全体の中で共通認識 する時間を設けたほうが良いのではないかというご意見だったかと思います。

具体的にグループ討議に入った時に、審議会とか市民ワークショップとかパブリックコメント、手続き等々、1回2時間の中で2テーマないし3テーマ話していく形になるのかなと思うんですけれども、そのやり方としては、例えば次回については審議会、入ってらっしゃる方と入っていらっしゃらない方もいらっしゃるんですけど、審議会と市民ワークショップについて話してみるとか、そういったやり方でしょうか。

石塚さん

結果的に僕が今思うのは、名前分けてあるけど、要は意見を出した時にその意見が どういう取り扱いになっていくのか。その時に、この意見は入れる、採用する、この 意見はボツにするっていうのは誰が決めるのっていうのがいつも見えないんですよ。

だから、下の部分の方法論は別にして、提出された意見の取り扱いがどうなっているのかというのを先にやって、それを担保するためにはどうしたらいいのっていうのを決めてくれる時に、方法論としてたまたま会議がこういうふうにあるよっていうふうになると思うんですよ。

その際に庁内の調整会議で決めて決定しました、それから庁内で片方で、審議会で 一生懸命つくっているのに、庁内で行政が案をつくってきました。しまいには両者の 意見がこう違ってますってさ、それを1年間やってきたんだよな。

提示して、じゃあ反論しようとして反論したら、それ全部おかしいって無視したんだから。パブリックコメントで無視されたんだからさ。その意見はこういうことだからだめだというなら、これだめでいいんですよ。その部分をきちっと明確に、みんなにわかるように、行政がやらなきゃいけないことと市民がここまでしかできないならここまでっていう、そういうのが明確になればいいと思うんだよね。それをなしにいつもばっと決めて切っているからおかしくなるんであって。だから、私は下側は方法論のことであって、本来は意見の反映の仕方だと思うんだよね。

村中さん

方法論で行政側が投げかけるような方法と、それから審議会とか策定委員会とか協議会とか委員会とかっていって、実際に市民が参加していてやっている方法のところでの問題点と、それから最終的な段階でのパブリックコメントとか、住民投票とかも入ってくるんですけど、そういうところの部分で意見をもらうところと、それから私たち最終的に考えるのは、その施策の評価とか行政監査みたいなところの市民参加とかっていうふうに、私はある程度きちっと分けて、そこのところでどういう問題点があってどういうことが重要なのかっていう。行政の方が投げかける方法の中には、やっぱりすごく一番大切なのは、その判断をできるような情報が提示されているかどうかっていうところなので、そういうところで、いろいろな問題点が多分出てくると思う。何かそういうふうに分けたほうが、きちっと考え方として出てくるんじゃないかなっていうように思うんですよね。ごちゃごちゃにみんなが議論しているよりは、整理がされるのかなっていうふうに思っているんですけど。

青木(有)さん

関連があるんですけれども、こういうふうに分野を分けて最初から決めるんじゃなくて、先ほども出たように検証っていうことがあると、市民参加とは言ってるけども、今までどういう問題がある。そういう中で、最終的にこういういくつかの方法論になるだろうけれども、どういうふうにすれば、石塚さん言ったように、意見がきちっと評価されて、公約数的な合意とか納得とかね。そういうように、ほんとに市民が参加したことが活きてくるなというためには何を考えればいいのか。具体で見た時にパブ

リックコメントが何とか、最後の段階でいろいろあるにして、もう少し策定段階での市民参加っていうところ、あるいは検討しようかっていう早い段階での市民参加とかね。そういうところも考えに入れないと、何か行政側のステージの中でっていう感じが強くなっちゃいすぎると思うんですよね。

石井さん (事務局) 村中さん これ今、5 つの項目が挙げられていますが、他にも検討すべき事項があると思うんですけど、それはどのタイミングで検討しましょうか。

いや、だからそこで、効率よくちゃんと分けてきちっと提示をしてくれれば、そういう話し合いができるんですよ。これは5つしか挙がってないけど。

この基本方針には、アンケートからずっと全部載っているじゃないですか。それを全部提示すればいいじゃないですか。こういうかたまりのところだけを話し合うって、別にアンケート他、1個ずつ話し合う必要はないから、私はアンケートとかヒアリングとかモニターとかっていうのを、シンポジウムとかみんな一緒かなって行政側から一方的に提示するっていうことが多いけど、でもそれをアンケートをもらった時にもちゃんとした情報がなければ、そのアンケートにしっかり答えられないわけだから。そういうところの提示の仕方っていうか、やり方で分けていけば、分けられるんじゃないかなと思うんですけど。

だから、初めて来た人もそれに乗っかってちゃんと意見が言えるように、そっちで 整理して情報を出してもらいたいっていうふうに思います。

あと、最初に基本方針の検証資料が出たんですけど、その中で「本市の問題点・課題」。基本方針の中に職員の意識改革ってあるじゃないですか。どうしてここの検証はしなかったんですか。私はここの検証が重要で、これが載ってるのかと思ったんですよ。実践的な学習とか、市民との合同プロジェクトチームの設置とか、すごくいいこといっぱい書いてあるんですよ。これをどんなふうに今までやってきて、どういうところが課題で、どういうふうな問題点があったかというのが。

石塚さん 村中さん 市民参加推進のための基本方針の11ページです。

私は出てくるのかと思っていたんです。ここが一番すごく期待してたところだったのに、ここが何にも出てこなかったので、できたらここのところを検証して欲しい。 私は、もう地域での市民活動への積極的な参加なんてっていうのは、もう職員がやらなければ市民参加なんて言えない状況になってきているという意見を持っているので、ここのところの話が一番重要だなっていうふうに思っていたんです。

中村さん

それは非常に重要なんだけど、自治基本条例では、評価は行政がやることになって るのね。だからもうやってなきゃいけないと思うんだけど、その評価を教えて欲しい んだけどね。

村中さん

評価は出てくるんですよ。

中村さん

出てくるの。

村中さん

アクションプランで出てくるんです、一応は。

中村さん

いつ。

村中さん

だから、それを今日の午後、ほんとは配布する予定だったんです。

青木(有)さん

遅くても5月には出しますっていうふうに言っているんですよ。

中村さん

行政だけがやるっていうのは問題なんだろうけども、でもなにしろやるってことに

なってるんだから。

石塚さん

今日本当は 20 分間で、小俣課長が説明するってなったんですよ。だから、それを

楽しみにして、その時に発表する原稿はあるのかって言ったらあるっていうから、そ うしたら当日配布っていうからみんな楽しみで待ってたら中止っていうからさ。

青木(有)さん

中止でも資料はもらえるでしょう。

益永さん

資料はあるんじゃない。

石塚さん

いや、あるんだろうけどさ、知らないんだもん。だから、それで先ほど冒頭に、今 日ある資料があるんですかって聞いた。

村中さん

16項目あるけども、その他に20数項目、合わせて出してるから。

中村さん

それは楽しみだ。だいたいそれでわかりますよ、考え方が。

青木(有)さん

いろんな視点が出たから、少し全体でつき合わせしていけば。

ファシリ

テーター

(能率協会:岸田)

もう1度私の認識の再確認をさせていただければと思うんですけど、まずステップ ごとで、例えば市民から計画策定とか条例策定にあたって、市民の方からいろんな意 見を聞く、あるいは実際に計画策定していく段階、あるいは計画案ができた時にパブ リックコメントなどの手法をとる。ステップはいろいろあると思うんですけど、4 段 階くらいですかね、評価の段階とか。その段階ごとでどんな市民参加の方法があるか というのを事務局側で提示をさせていただいて、その段階ごとで、その現状とか問題 点とか、これからのどうしていった方がいいかというのを、グループ討議をしていく、 というような認識でよろしいですか。

石塚さん

結論的にはね。要約すればそういう感じでもいいですよね。

ただし今、行政がっていうのと、行政が課題と思っていることと、市民が思ってい る課題っていうのはこんな差があるから、今さ。

益永さん

それで今おっしゃったことの枕詞に、市の政策形成過程に市民が参加する権利とし ていうことが、いつもあってこういうふうにやるということは、枕詞で書いていただ くか、ほんとに始まる前にこれ言ってもらいたいぐらい。それでやっぱり権利として 保障しなければいけない条例だということの認識のもとに、項目立てをしてもらいた いと思います。

石塚さん

確かにいいことだね。

基本方針の11ページも検証しておくようにしておいてくれる。

ファシリ

テーター

(能率協会:岸田)

はい、わかりました。

5. 閉会

高橋課長

各グループだいたいまとまってきたようなんですけれども、ちょっと確認をさせて 頂きたい部分があります。

実は第4回の会議録、全文で一応起こしたものを今日資料としてお渡ししてございます。内容を確認して頂きまして、1週間以内にお返事を頂きたいと思います。その結果を踏まえてアップしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それから本日、このような天候の中でお車でおいで頂いた方、何人かいらっしゃると聞いております。先ほど西側の駐車場の社会福祉協議会の方と協議をしまして、お帰りの際に駐車券をお渡し致しますので、それをご提示頂ければ無料になるという形になっております。忘れずにお持ち帰りください。

本日はどうもありがとうございました。

一以上一